

**(仮称) 霧島市こども計画
(素案)**

令和6年10月22日

霧島市

ごあいさつ
(作成中)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象	5
5. 計画の策定体制	6
第2章 霧島市の子どもと家庭を取り巻く状況	9
1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況	10
2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況	19
3. こども・若者の意見聴取	58
4. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り	59
5. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の数値目標の点検・評価	63
6. 課題の整理	68
第3章 計画の基本的な考え方	73
1. 計画の基本理念	74
2. 計画の基本目標	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 計画の体系	76
第4章 施策の展開	
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る	
1. こども・若者の権利の保障	
2. こども・若者の安全と安心の確保	
3. 児童虐待防止など要保護児童等対策	
基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実	
1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実	
2. 小児保健医療の充実	
3. 発達支援等が必要な子どもと家庭への支援	
基本目標3 こども・若者の育ちを支える	
1. 子育て支援サービスの充実	
2. 教育・保育施設の充実	
3. こども・若者の健康づくり	
4. 若者の自立支援	
5. こどもの貧困対策	
6. ひとり親家庭への自立支援	

基本目標4	こども・若者にやさしい社会づくり
1.	仕事と家庭が両立できる職場環境の実現
2.	結婚を希望する人への支援
3.	子育て家庭を支え、見守る環境づくり
4.	安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1.	教育・保育の提供区域の設定
2.	保育の必要性の認定について
3.	給付対象としての認可と確認
4.	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
5.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保
6.	地域子ども・子育て支援事業の充実
7.	新・放課後子ども総合プランに基づく支援
8.	産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保
9.	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携
10.	労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第6章 計画の推進に向けて

1.	事業計画における目標数値一覧
2.	推進組織
3.	計画の点検・推進状況

資料編

1.	子ども・子育て会議条例
2.	子ども・子育て会議代表者、会議委員
3.	子育てサービスの現状
4.	教育・保育施設、小学校、中学校の現状
5.	用語解説

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

2. 計画の位置づけ

3. 計画の期間

4. 計画の対象

5. 計画の策定体制



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取組を展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

霧島市では、平成27年に「子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、その結果、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として制定されました。また、同法の施行を受けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援大綱、子どもの貧困対策大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして「こども大綱」が策定されました。

そこで、本市では、このたび「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、「第3期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、こども大綱、都道府県こども計画を勘案した、「(仮称)霧島市こども計画」(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境及び若者支援の充実に取り組みます。

■近年のこども施策に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和4年 (令和6年 4月1日施行)	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置(児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和5年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和5年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられる(第10条)
令和5年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適格な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和5年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1)若い世代の所得を増やす (2)社会全体の構造・意識を変える (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) 閣議決定	目的:全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和6年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にすることを目的に作成
令和6年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和6年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更) 将来のこどもの貧困を防ぐことが新設 等

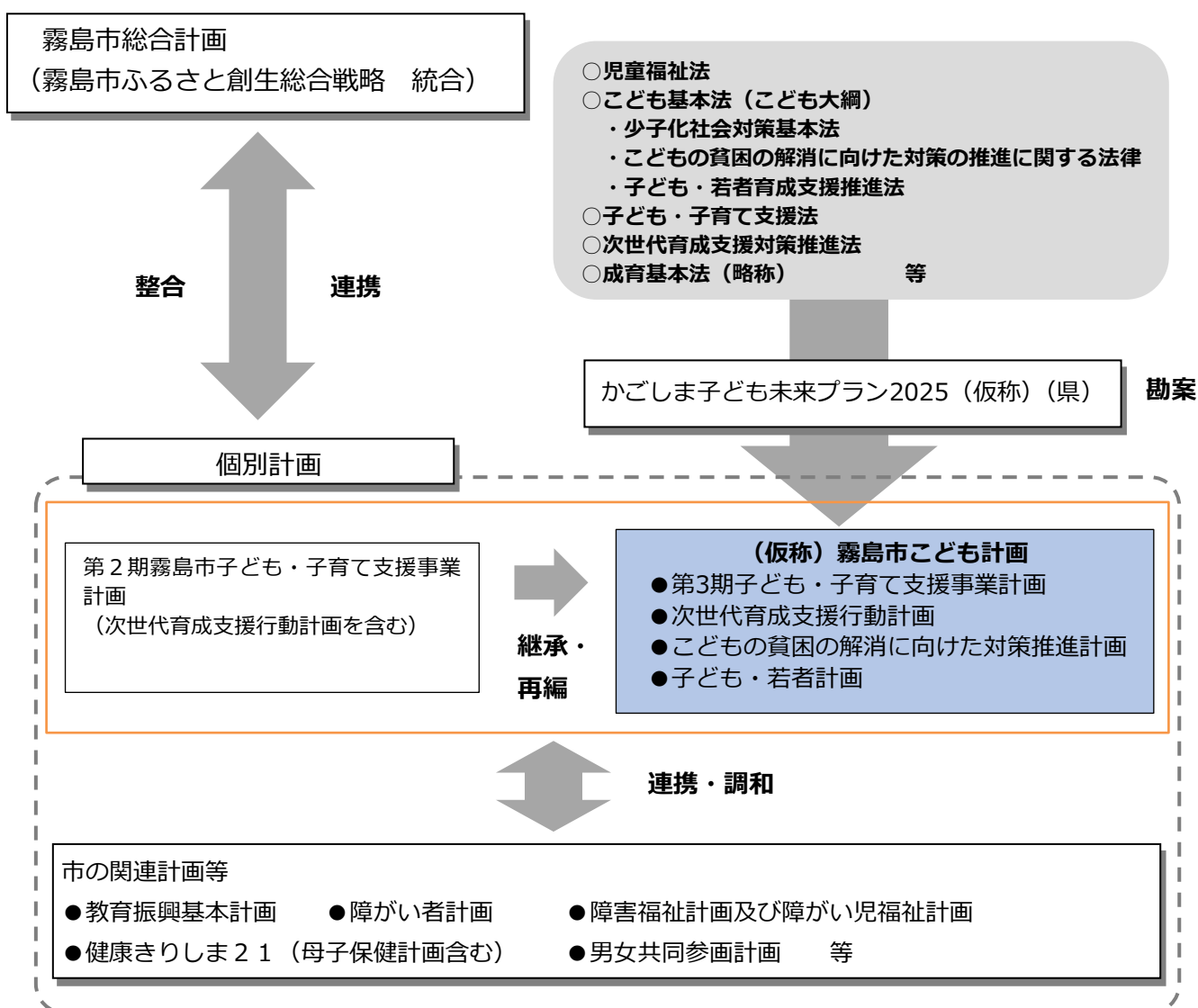
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」と一体的に策定します。

また、本計画は、国の策定する「こども大綱」と、鹿児島県の策定する都道府県こども計画「かごしま子ども未来プラン2025（仮称）」を勘案し策定しており、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付けていくこととしています。

さらに、本計画は、「霧島市総合計画」のこども・子育て施策分野の個別計画であるとともに、「教育振興基本計画」や「障がい者計画」など関連する他の計画と整合性を図りながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画です。

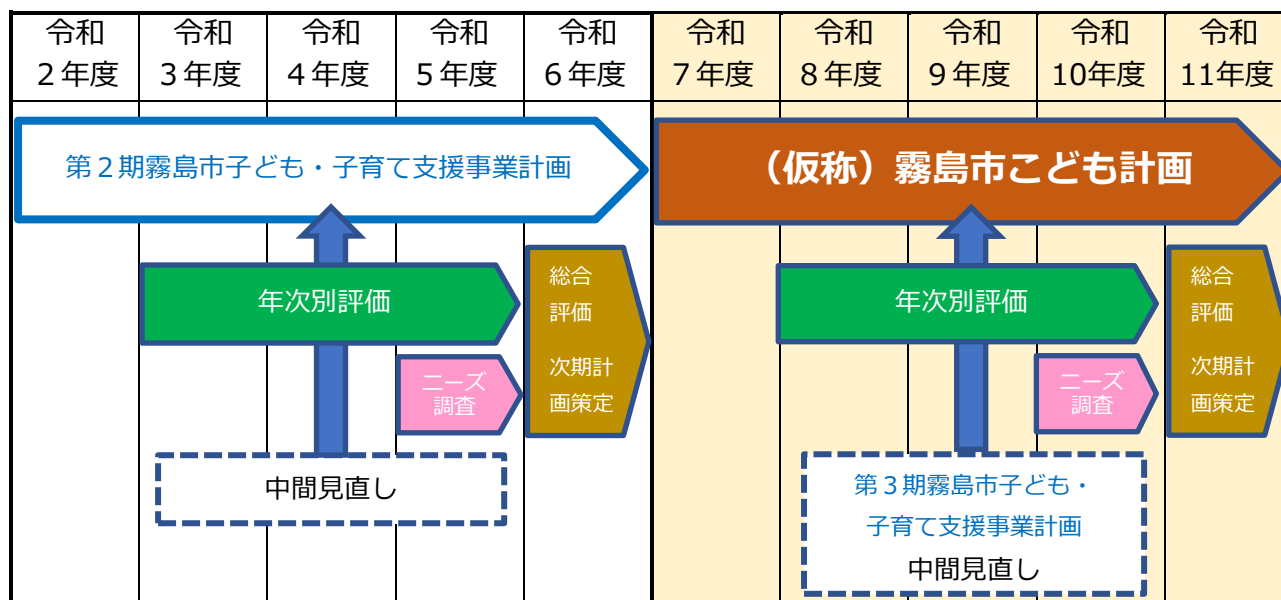
◆上位・関連計画、根拠法



3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援事業計画が5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、霧島市においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



4. 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（0歳から概ね30歳未満、施策によっては40歳未満）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む）とします。また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

※こども・若者に関する呼称について

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、こどもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢の上限を設けていません。しかしながら、こうした語の定義が一般的に広く理解されているとはいえ、こども大綱においても「こども」と「こども・若者」という呼称が混在しています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、18歳到達後最初の3月31日までの者を指す場合は「こども」、思春期・青年期の年齢に当たる者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「こども・若者」という呼称を用いることとしています。なお、「こども」と「若者」は一部重複します。

<こども・若者に関する様々な呼称と年齢区分>

呼称【根拠法令等】	年齢区分の定義
子ども【子ども・子育て支援法】	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
若者【こども大綱】	思春期、青年期

※思春期…中学生年代から概ね18歳まで

※青年期…概ね18歳以降から概ね30歳未満、施策によっては40歳未満

5. 計画の策定体制

(1) 霧島市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「霧島市子ども・子育て会議」を開催し、協議を行いました。

開催時期		協議内容
第1回	令和6年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)霧島市こども計画の概要について ・子ども・子育て支援のためのニーズ調査結果報告について ・計画策定に向けた取組状況報告について 等
第2回	令和6年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果分析報告について ・計画策定に向けた取組状況報告について ・第2期計画の点検・評価結果の報告について
第3回	令和6年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種アンケート調査結果報告について ・ワークショップの報告について ・計画骨子(体系)案について
第4回	令和6年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
第5回	令和6年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込み、確保方策について ・計画素案について
第6回	令和7年●月●日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施報告について ・計画素案承認について

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て世帯の生活実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、①～④のアンケート調査を実施しました(調査結果の概要は第2章に掲載)。

① 子ども・子育て支援のためのニーズ調査

調査時期	令和6年3月～4月
調査対象者	市内在住の就学前・小学生児童の保護者より無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送による回収及び Web 回答
配布数	①就学前児童の保護者 1,800 件 ②小学校就学児童の保護者 1,700 件
有効回答数・有効回答率	①就学前児童の保護者 688 件 (38.2%) (内訳) 郵送回収 365 件 (20.3%) Web 回答 323 件 (17.9%) ②小学校就学児童の保護者 667 件 (39.2%) (内訳) 郵送回収 369 件 (21.7%) Web 回答 298 件 (17.5%)

②子どもの生活に関するアンケート調査

調査時期	令和6年4月～5月
調査対象者	市内の小・中学校に在籍する小学5年生と中学2年生全員とその保護者
調査方法	学校を通じた配布・回収
配布数	保護者及び児童生徒 2,435世帯 4,870件 (内訳) 小学5年生 1,211世帯、中学2年生 1,224世帯
有効回答数・有効回答率	保護者合計 1,978件 (81.2%) 児童生徒合計 1,966件 (80.7%) (内訳) 小学5年生1,013件 (83.6%) 中学2年生 953件 (77.8%)

③若者の少子化等に対する意識調査

調査時期	令和6年7月
調査対象者	市内在住の15～29歳の方(中学生を除く)
調査方法	郵送による配布、Web回答
配布数	2,000件
有効回答数・有効回答率	合計 401件 (20.1%)

④施設等ヒアリング調査

調査時期	令和6年5月
調査対象者	①就学前教育・保育施設 ②放課後児童クラブ ③小学校 ④中学校
調査方法	連絡用メールによる配布・回収
回答数	① 63施設 ② 49クラブ ③ 35校 ④ 13校

(3) こども・若者の意見聴取

①「霧島こどもみらいサミット」(ワークショップ)

実施方法	・5名×6グループによるワークショップ方式 ・ファシリテーターを配置し、テーマに沿って意見交換、発表
テーマ	各テーマに対して2グループを充てる ①男性が育児に関わりやすくするには?(A、B) ②若い世代が結婚するきっかけづくりとは?(C、D) ③若者が住みたいと思える魅力あるまちとは?(E、F)
内容	(1)ワークショップの進め方・自己紹介 (2)グループワーク(第1部) (3)霧島市の現状について (4)グループワーク(第2部) (5)発表 (6)アンケート

(4) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日から令和●年●月●日まで計画案を公表し、それに対する市民の意見を求めるパブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

第2章 霧島市の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況
2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況
3. こども・若者の意見聴取
4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返り
5. 第2期子ども・子育て支援事業計画の数値目標の点検・評価
6. 課題の整理



第2章 霧島市の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の動向

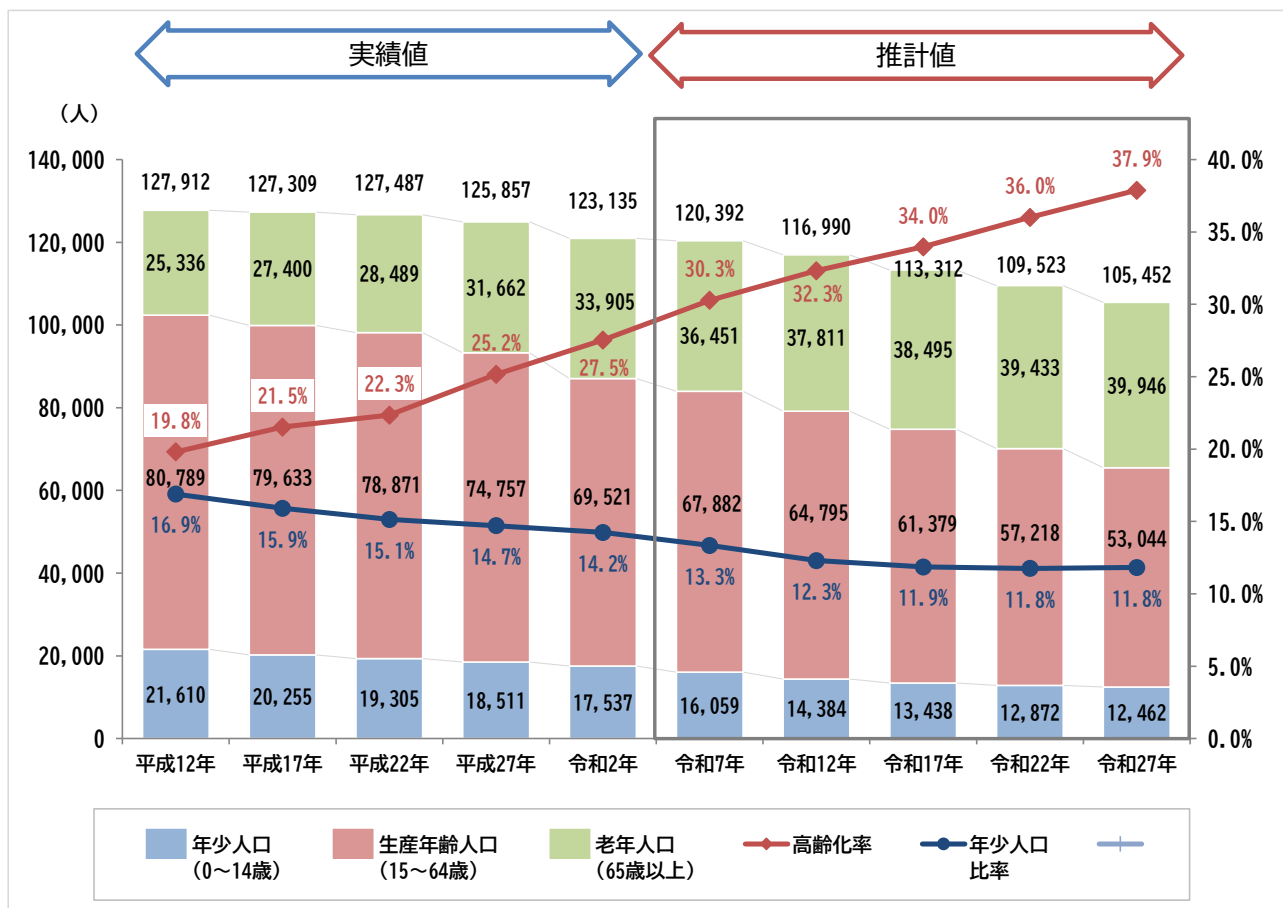
① 総人口の推移と構成

本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると123,135人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は、増加傾向となり、今後もこの傾向は続く予想されます。

年少人口比率は、近年14%台で推移しており、今後も低下していくことが見込まれ、令和27年には11.8%まで低下することが予想されます。

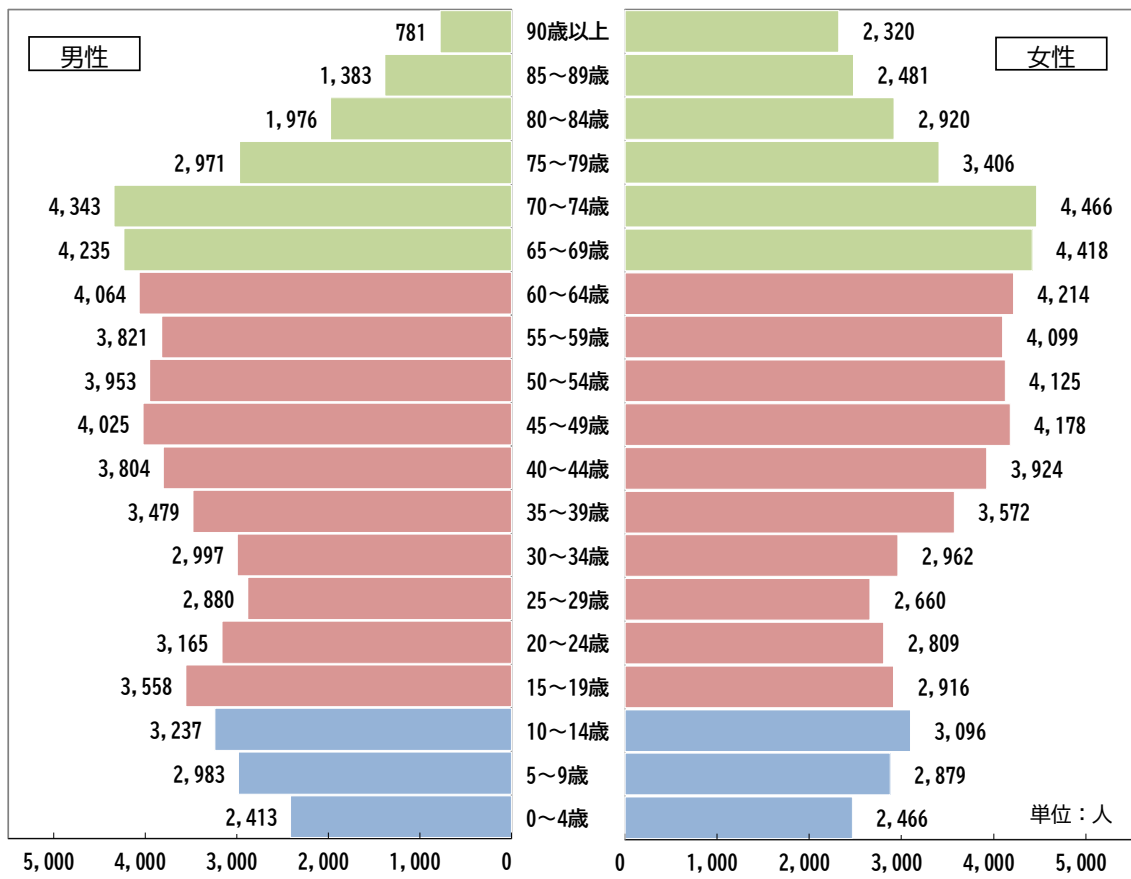
また、令和6年の人口ピラミッドをみると、0～4歳及び20～34歳の層の人口が少なく、65～74歳の層が最も多いことから、さらに少子高齢化が加速することが見込まれています。

■ 人口の推移



資料：国勢調査（平成12年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和27年）

■人口ピラミッド

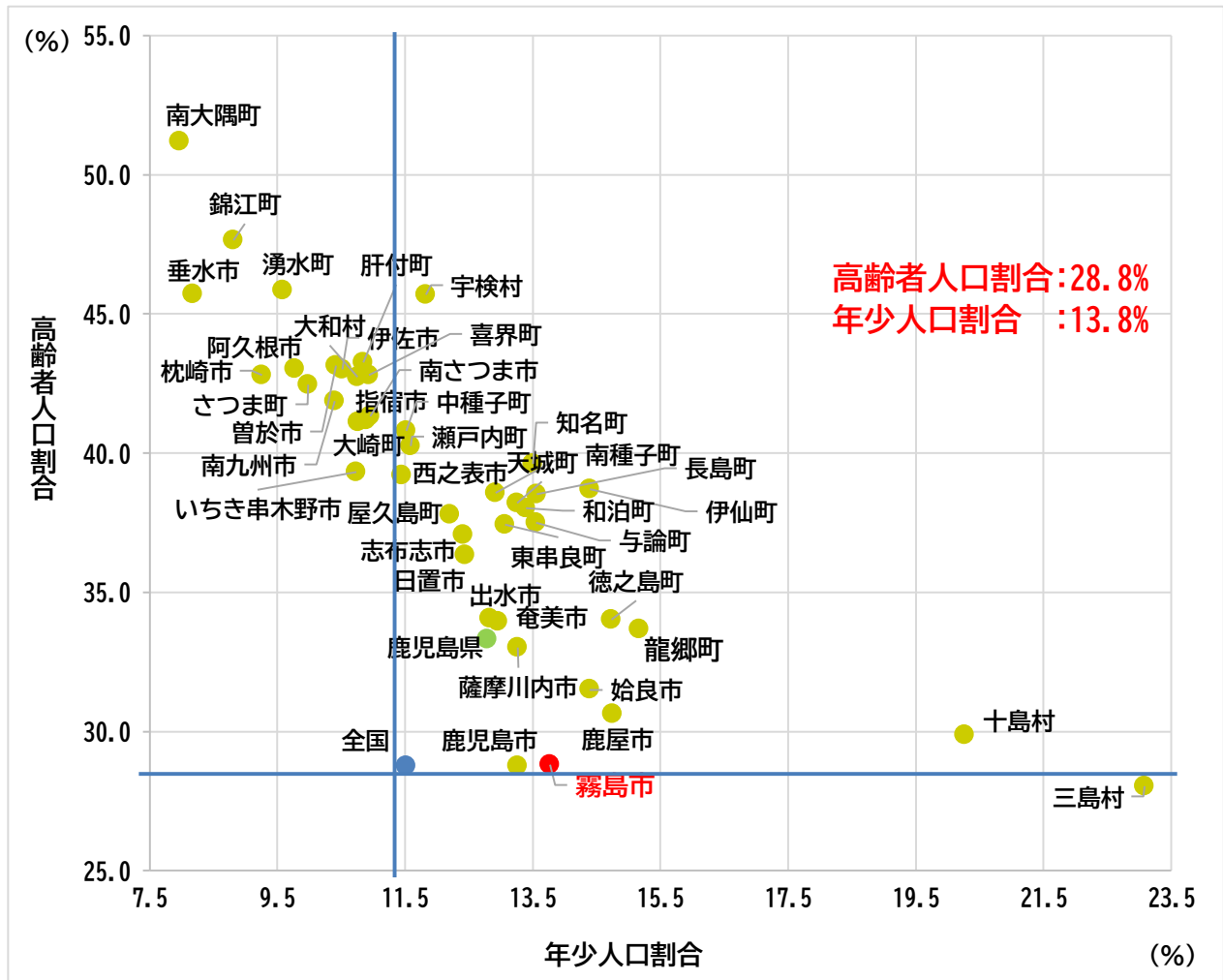


出展：住民基本台帳（令和6年1月1日）

② 少子高齢化の状況

本市の少子高齢化の状況を見ると、令和6年の年少人口割合は13.8%であり、全国、鹿児島県より高くなっています。一方、本市の高齢者人口割合は、年少人口割合の数値の2倍を上回っており、少子高齢化の傾向がみられます。

■ 高齢者人口割合と年少人口割合



出展：住民基本台帳（令和6年1月1日）

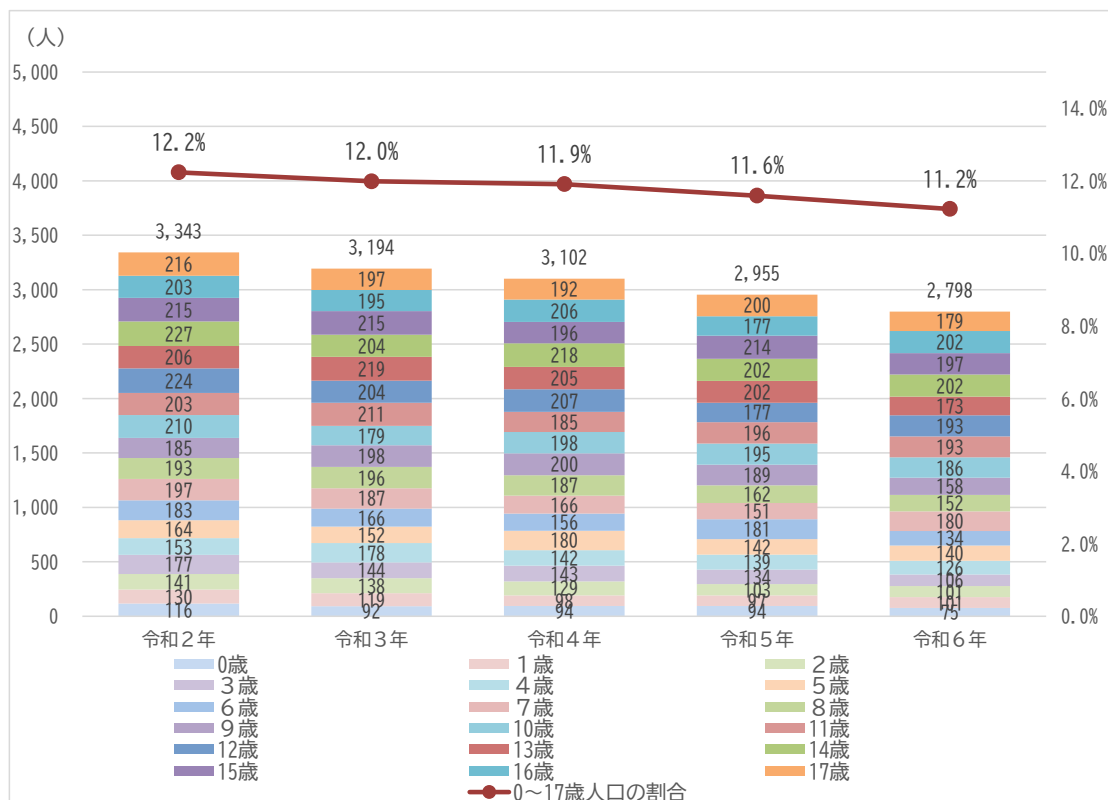
③ 地区別人口の推移と構成

地区別の0歳から17歳の人口の推移をみると、市全体において減少しています。

i) 国分・隼人地区



ii) その他の地区

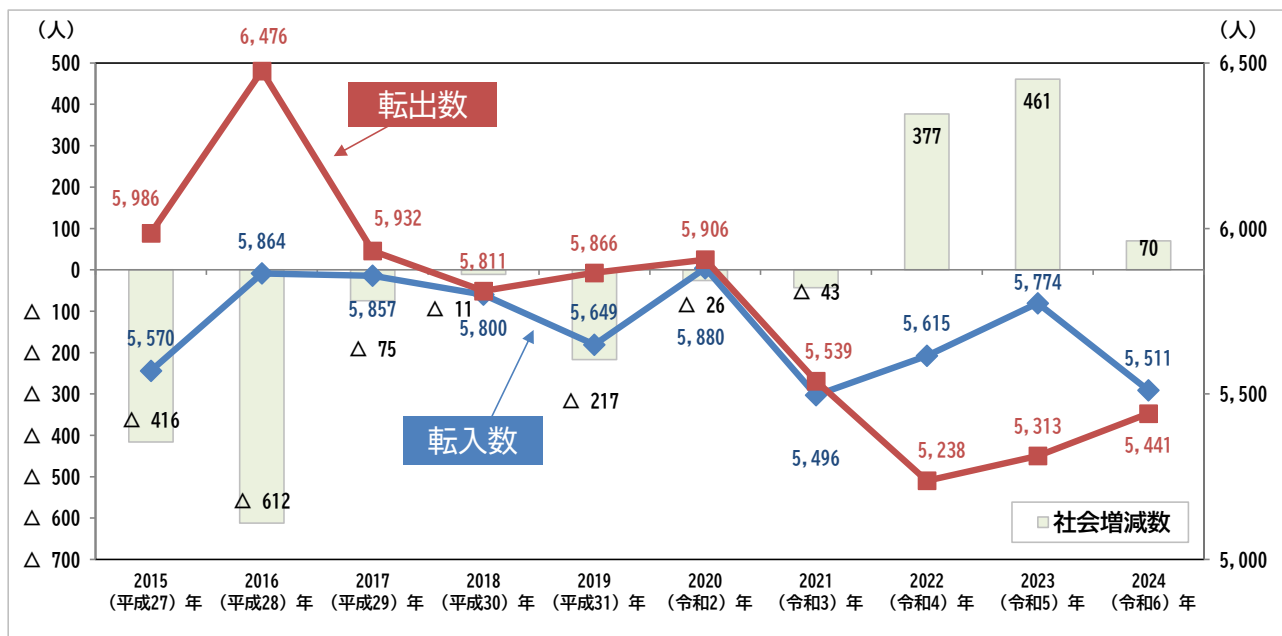


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

④ 転入・転出者数の推移（社会増減）

令和3年までは転出者数が転入者数を上回っていましたが、令和4年以降は転入超過を維持しています。

■ 転入・転出の推移

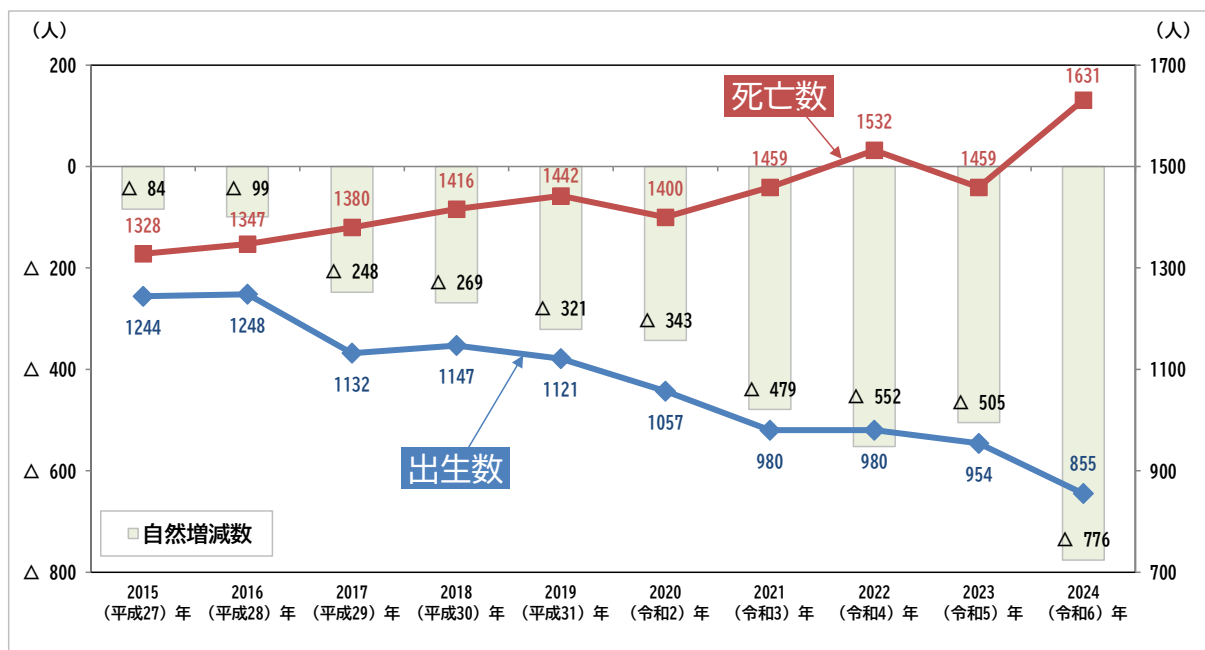


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

⑤ 出生・死亡数の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、各年において死亡数が出生数を上回っています。出生数は、減少傾向にあり、令和3年以降は1,000人を下回っています。一方、死亡数は増加傾向にあり、令和6年は1,631人と急増しています。

■ 出生・死亡の推移



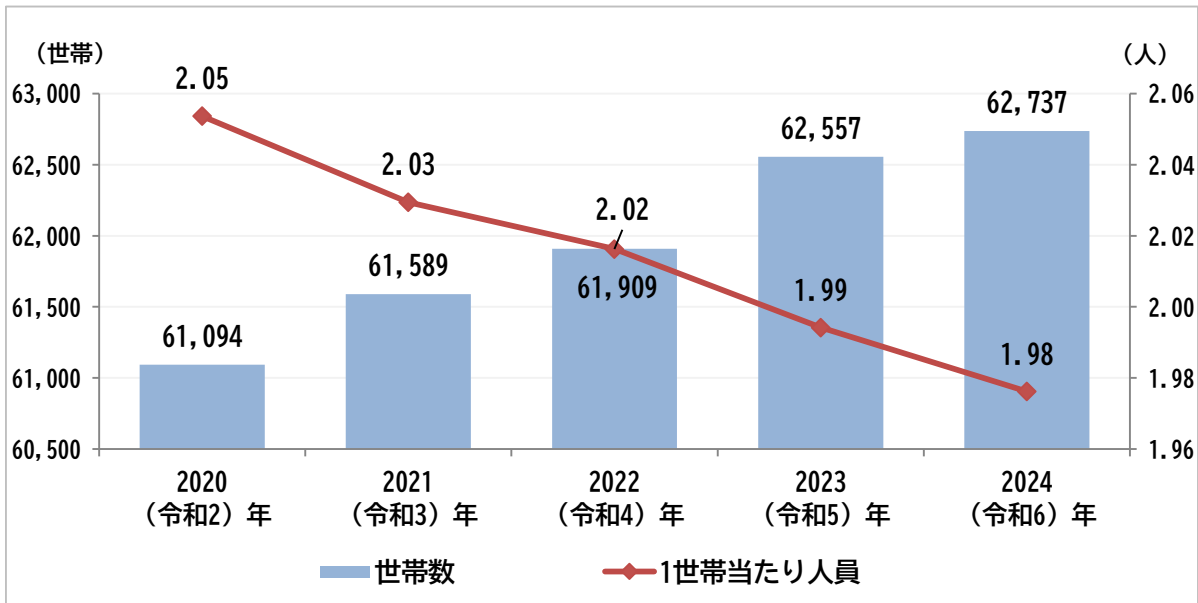
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 世帯数の動向

① 世帯数の推移

本市の世帯数は年々増加しており、令和6年では62,737世帯となっています。1世帯当たり人員数については、減少傾向にあり、令和6年においては1.98人となっています。

■ 世帯数及び1世帯当たり人員数の推移

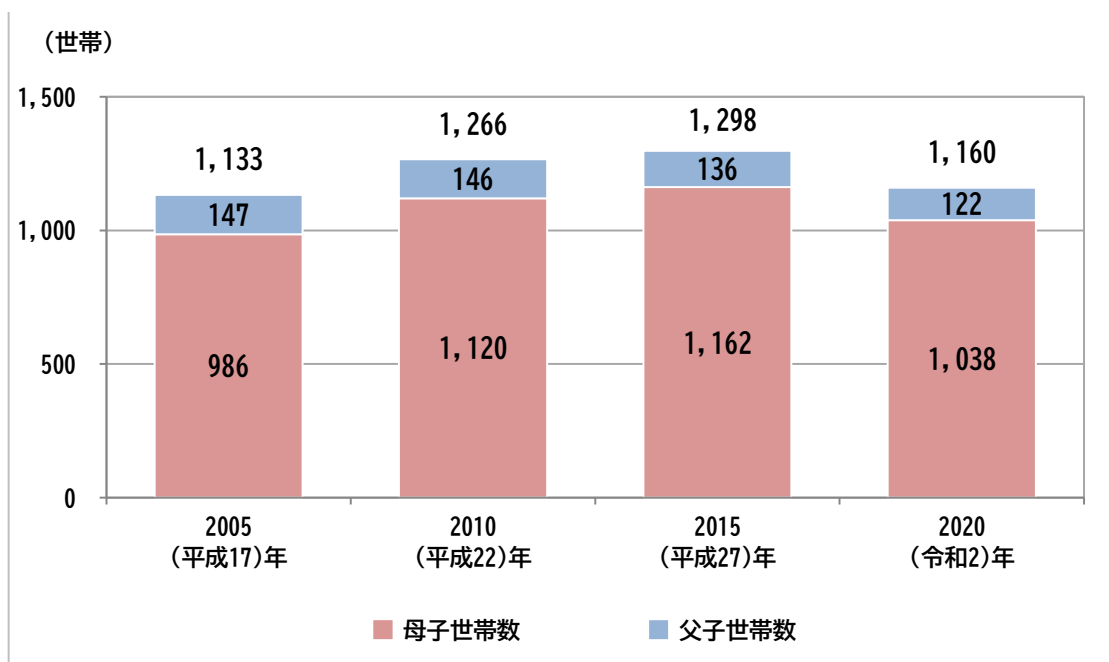


資料：住民基本台帳（各年 月 日）（住民登録人口及び世帯数）

② ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は1,100～1,300世帯で推移し、令和2年では1,160世帯となっています。

■ ひとり親世帯の推移



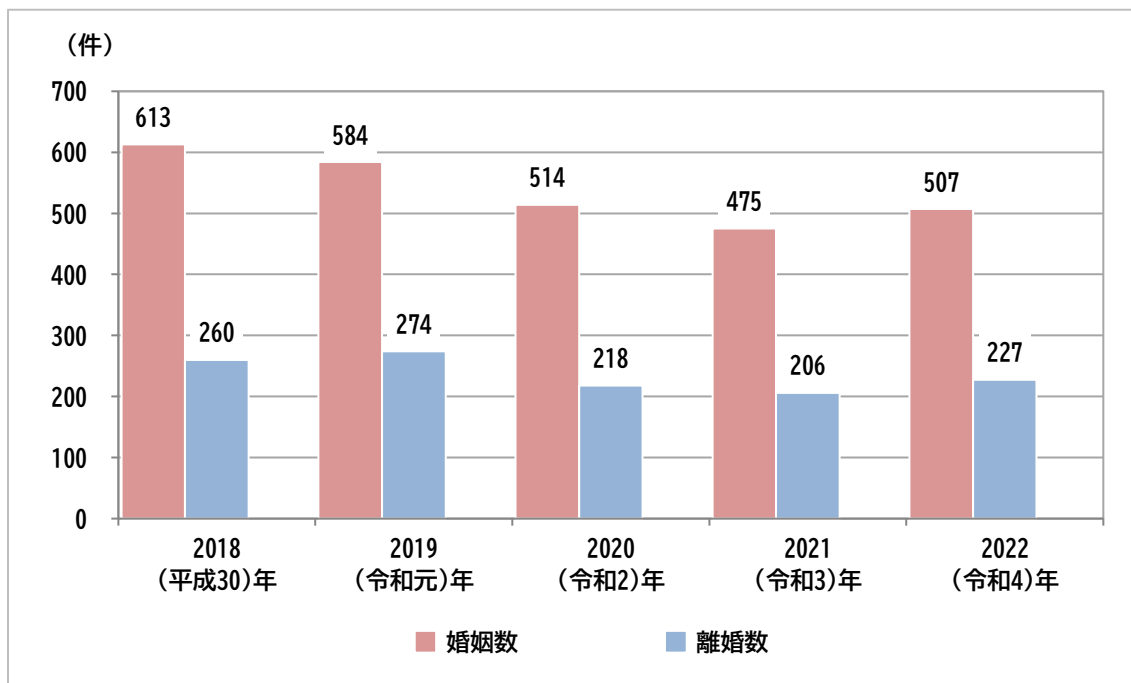
資料：国勢調査

(3) 婚姻の状況、合計特殊出生率の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向、離婚件数は200件台で推移しています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

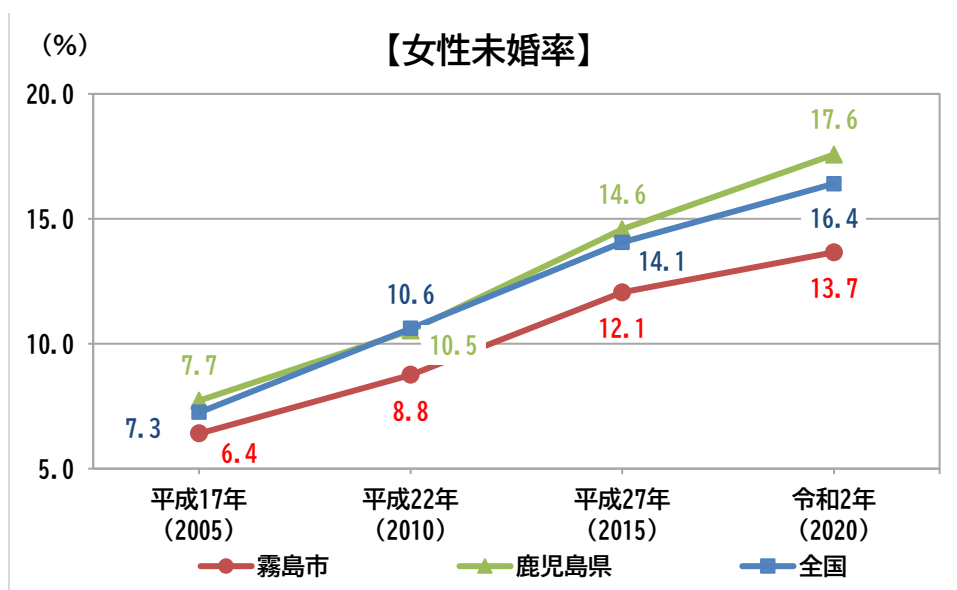
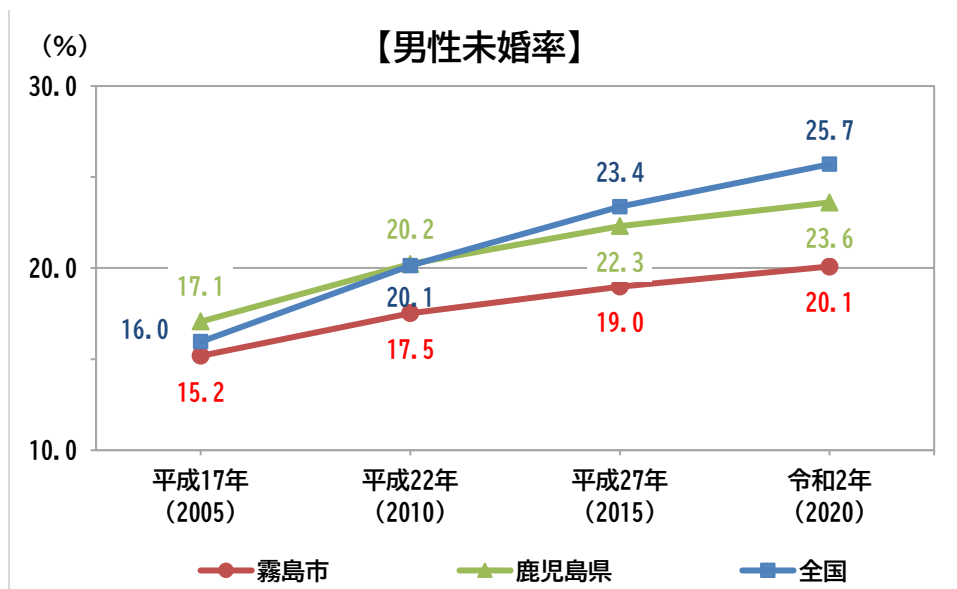


資料：鹿児島県人口動態統計

② 未婚率の推移

未婚率は、男女ともに年々上昇しており、令和2年で男性が20.1%、女性が13.7%となっています。これを全国、県と比較すると低くなっています。

■ 未婚率の推移

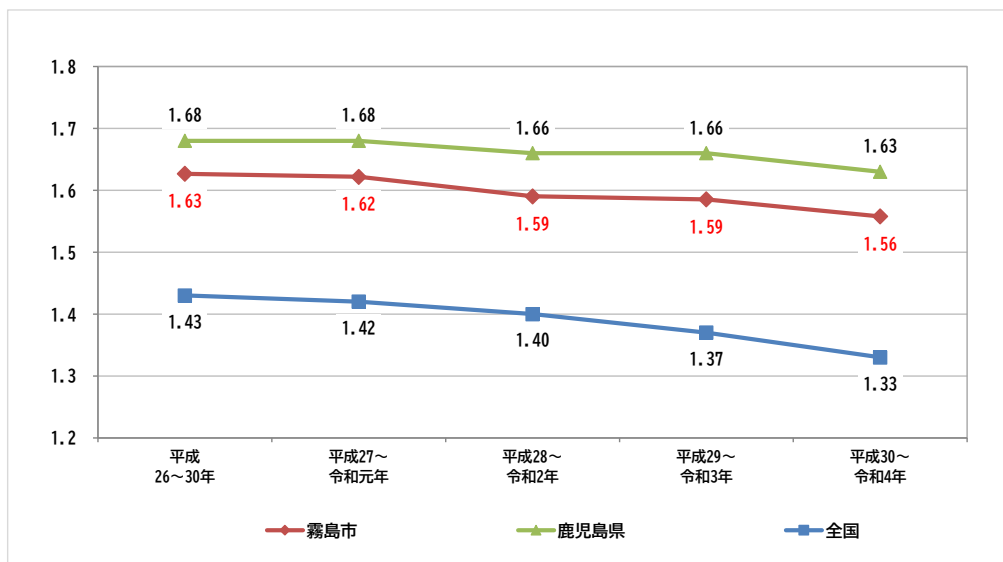


資料：国勢調査

③ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、各年において本市は全国の平均値を上回っているものの、県の平均値を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移（県比較）



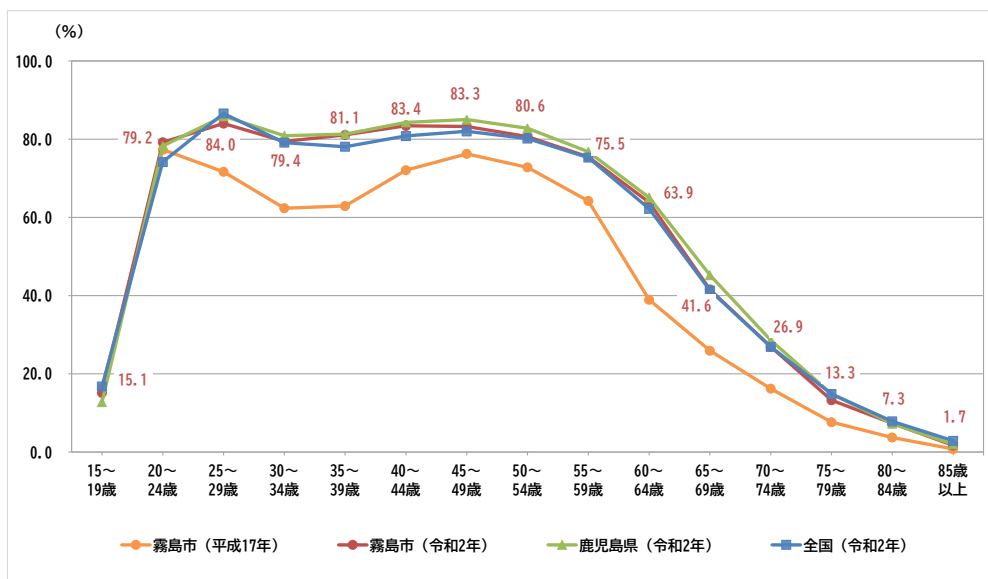
資料：女性人口（住民基本台帳各年1月1日）、出生数（鹿児島県人口動態総覧）

注）合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。

（4）就労の状況

令和2年の女性の労働力率の状況をみると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国平均と概ね同じとなっています。

■ 女性の労働力率（霧島市 経年比較）



資料：国勢調査

2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 子ども・子育て支援のためのニーズ調査

「(仮称) 霧島市こども計画」を策定するにあたり、必要な子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、その内容を本計画に反映させることを目的に実施しました。

①子どもの育ちをめぐる環境

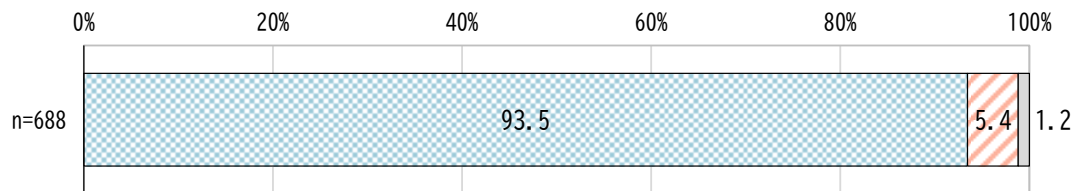
子育てをする上で、気軽に相談できる相手や場所があるかについては、「相談できる人がいる/相談できる場所がある」の割合は、就学前児童の保護者で93.5%、小学生の保護者で90.6%となっています。一方、「相談できる人はいない/相談できる場所はない」とする回答もあり、就学前児童の保護者で5.4%、小学生の保護者で7.8%となっています。

また、気軽に相談できる相手・場所については、「祖父母等の親族」(就学前児童の保護者86.8%、小学生の保護者77.2%)と「友人や知人」(就学前児童の保護者66.4%、小学生の保護者71.5%)の割合が高くなっており、複数の相談先をもっている保護者がいることがうかがえます。一方、「保健センター・保健所」「自治体の子育て関連窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無

【就学前】

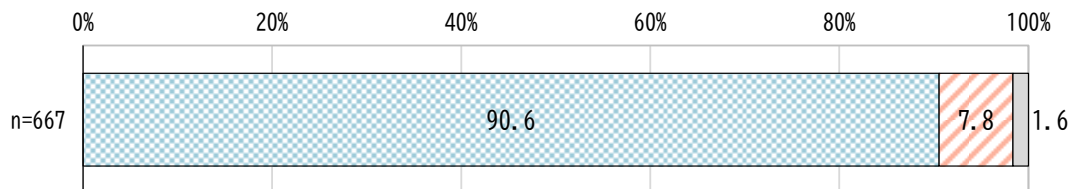
〈単数回答〉



相談できる人がいる/相談できる場所がある 相談できる人はいない/相談できる場所はない
 無回答

【小学生】

〈単数回答〉

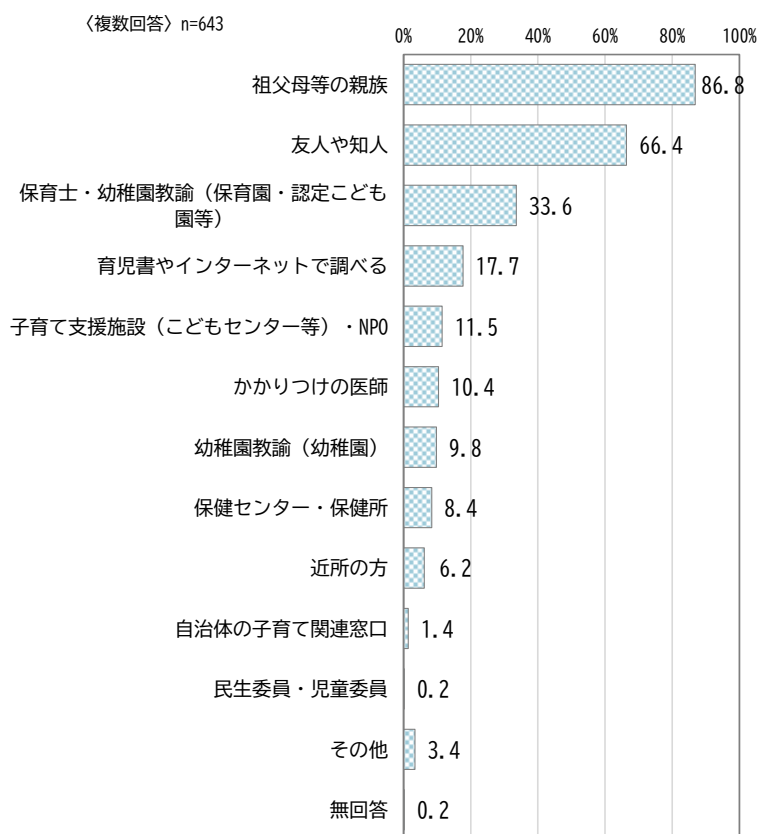


相談できる人がいる/相談できる場所がある 相談できる人はいない/相談できる場所はない
 無回答

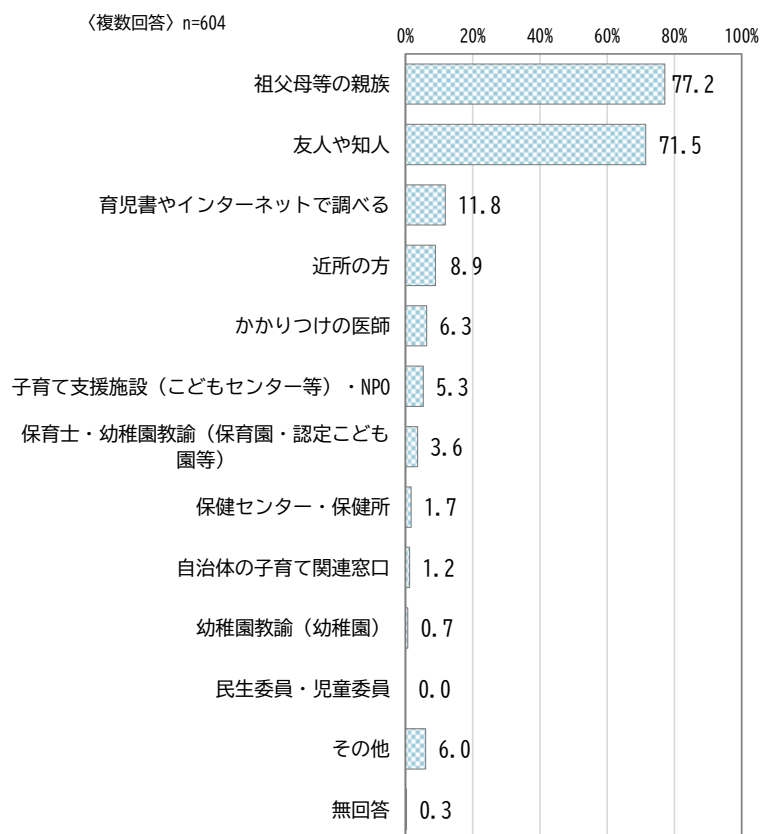
※ 「n=〇〇」は、回答者数を表しています。(以下同じ)

■気軽に相談できる人・場所

【就学前】



【小学生】



②保護者の就労状況

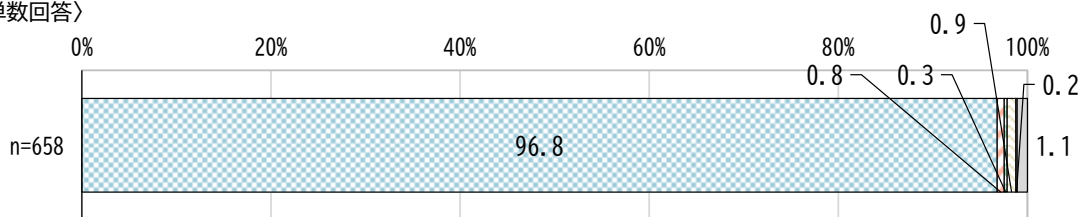
父親の就労状況については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「フルタイムで就労している」が9割を超えています。

母親の就労状況については、就学前児童の保護者では、『フルタイム就労』が47.8%、『フルタイム以外で就労』が30.3%、『就労していない』人が20.7%となっています。小学生の保護者では、『フルタイム就労』が45.8%、『フルタイム以外で就労』が39.2%、『就労していない』人が14.4%となっています。

■父親の就労状況

【就学前】

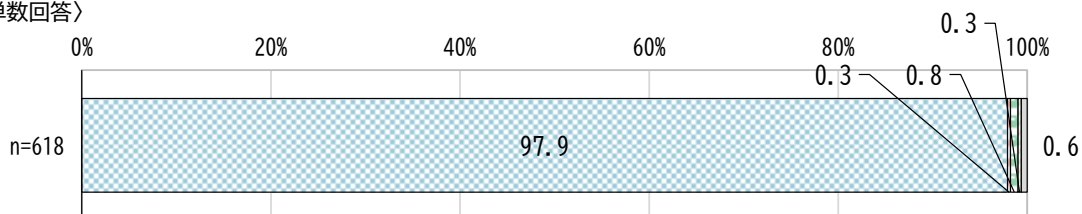
〈単数回答〉



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

【小学生】

〈単数回答〉

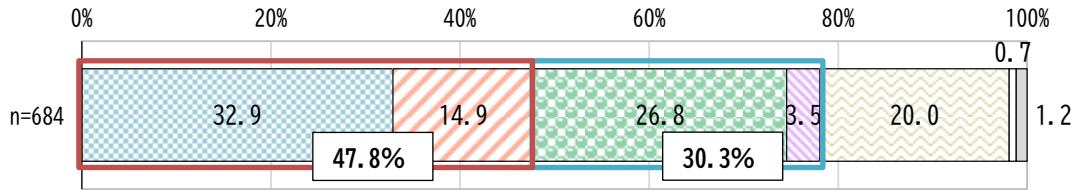


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

■ 母親の就労状況

【就学前】

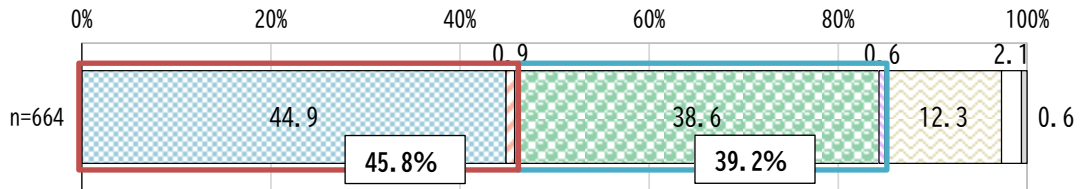
〈単数回答〉



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

【小学生】

〈単数回答〉

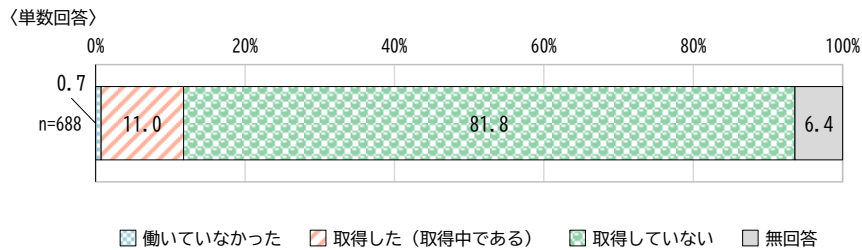


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

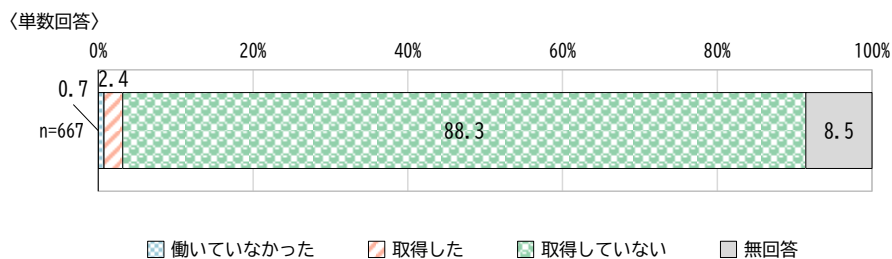
父親についてみると、育児休業を取得した割合は就学前児童の保護者が 11.0%、小学生児童の保護者では 2.4%に留まっています。

■ 父親の育児休業の取得状況

【就学前】

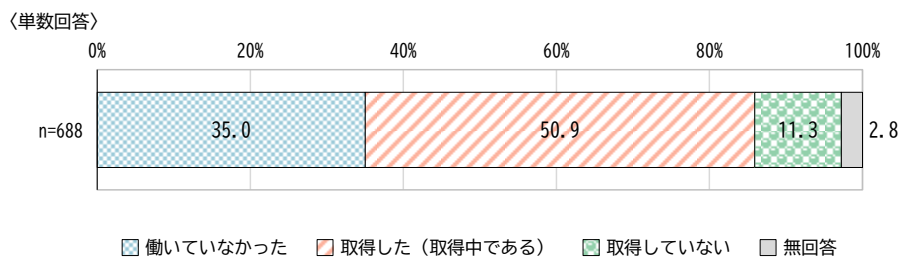


【小学生】

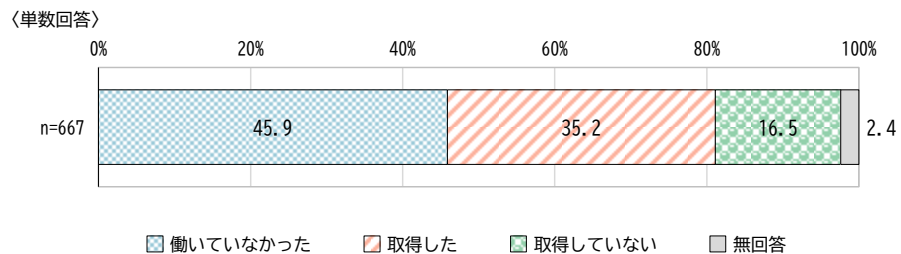


■ 母親の育児休業の取得状況

【就学前】



【小学生】



③教育・保育の利用状況と利用意向

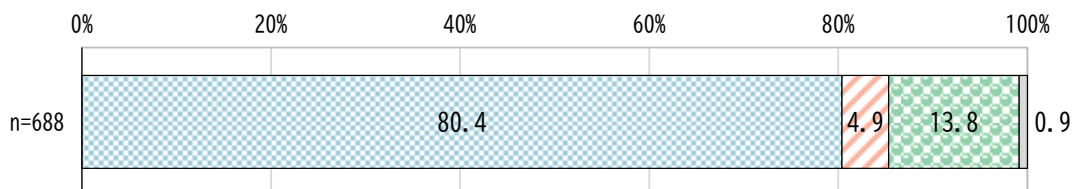
就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、80.4%となっています。また、「利用したいが利用できない」割合が4.9%となっています。

利用している施設は、「認定こども園」が61.1%、「認可保育園」が13.6%となり、合わせて74.7%となっています。

また、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認定こども園」が62.2%、「幼稚園」が24.8%となっており、利用状況と同じ順位となっています。「認可保育園」を現在利用している人は13.6%、利用を希望する人は20.4%と実態より6.8ポイント高く、「幼稚園」でも6.5ポイント希望する人の割合が高くなっています。

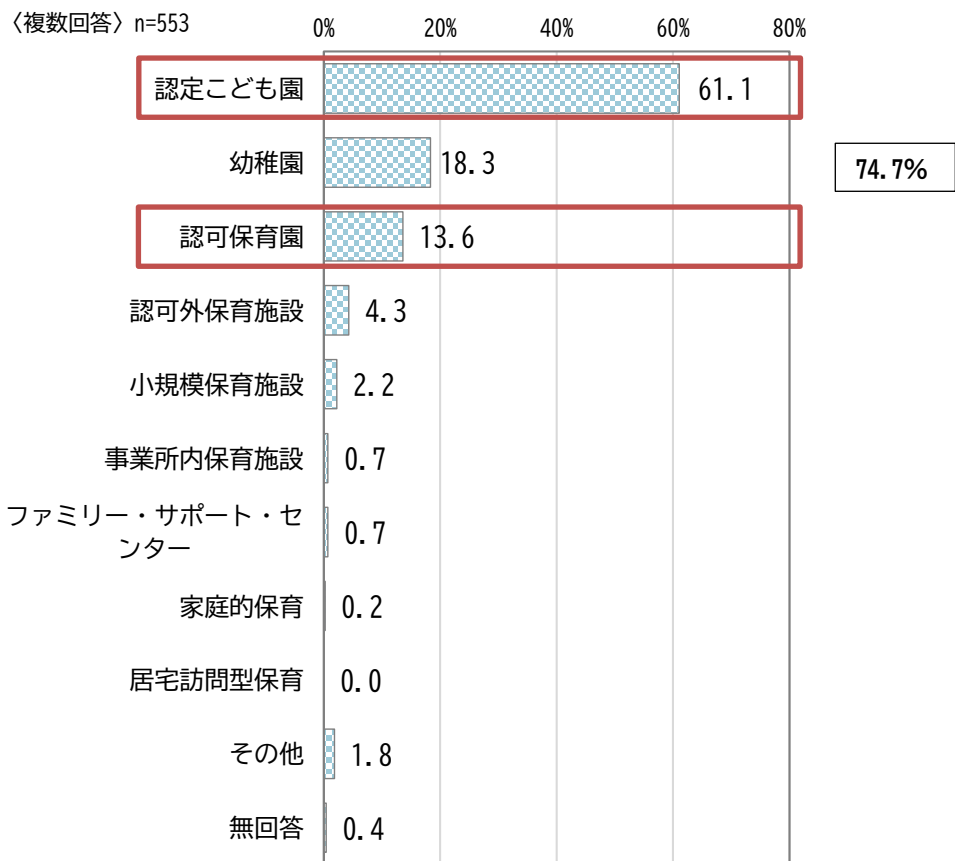
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

〈単数回答〉

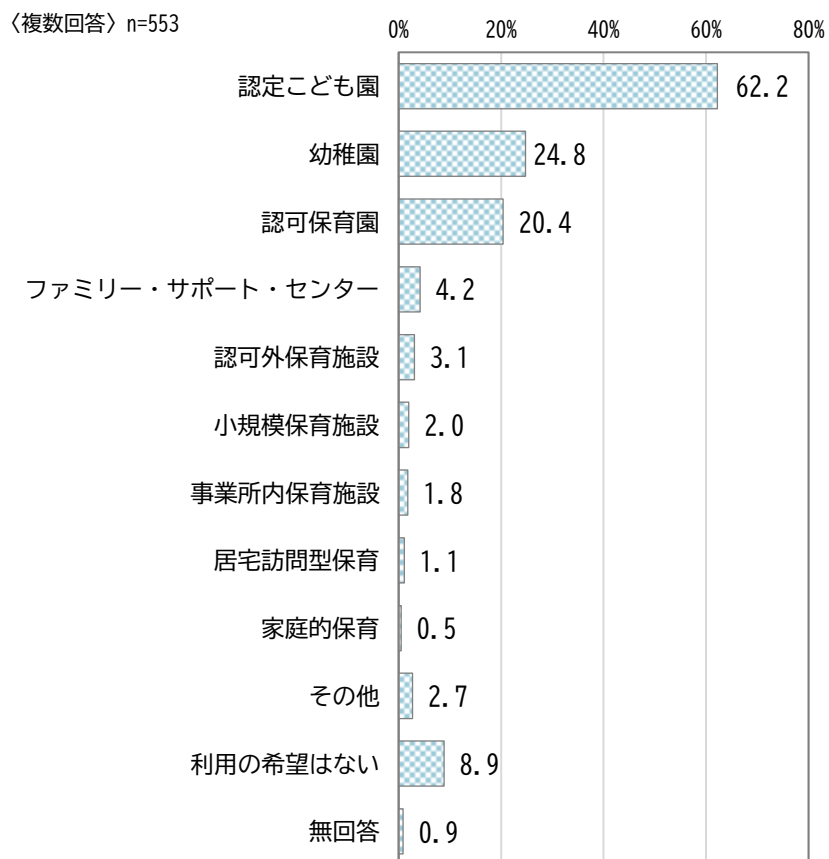


■ 利用している ■ 利用したいが利用できない ■ 利用する必要がない ■ 無回答

■利用している定期的な教育・保育事業



■「定期的に」利用したい教育・保育事業

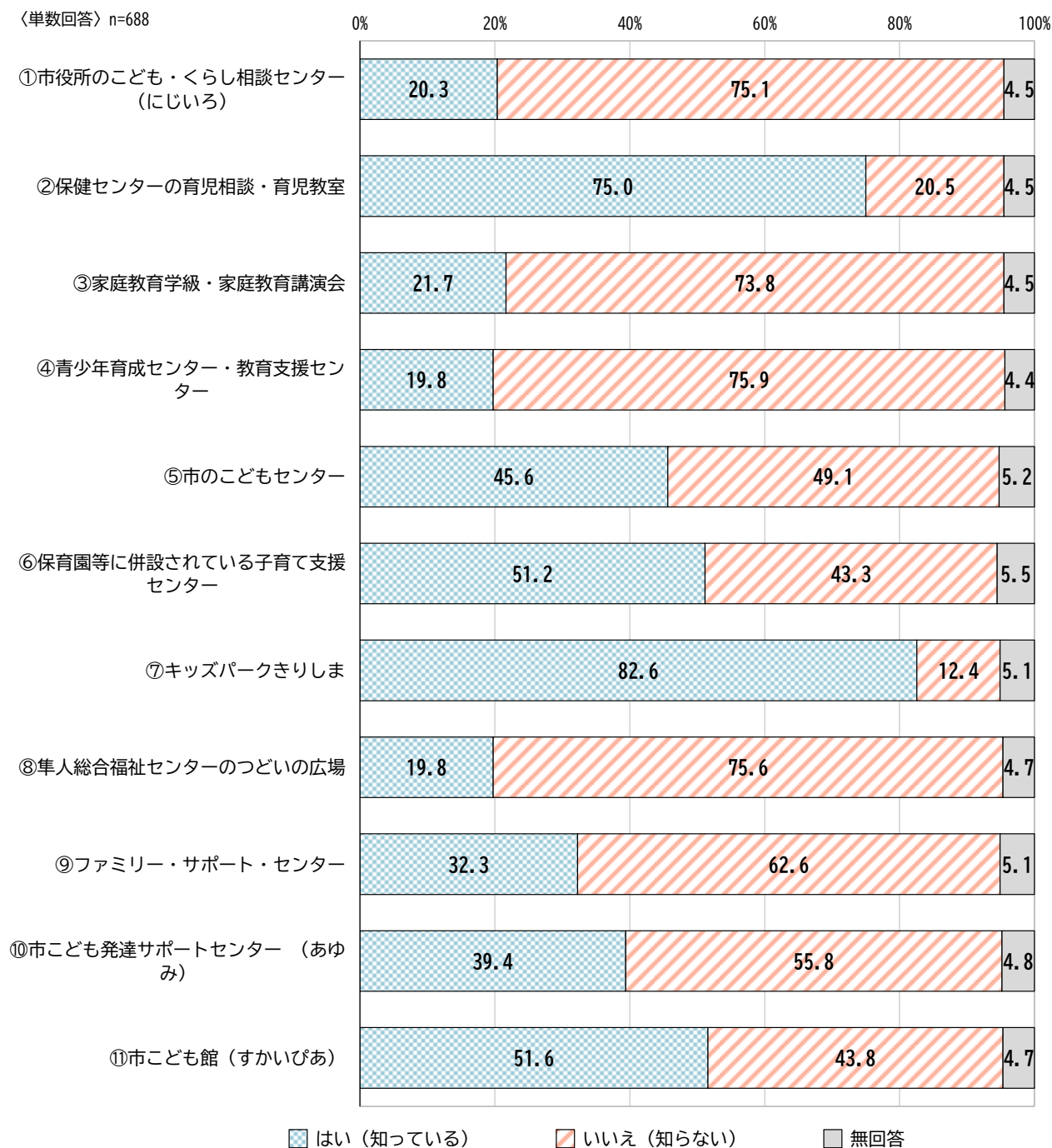


④市が実施している事業の認知度と利用状況及び利用意向

市が実施している子育て関連事業を知っているかについては、「キッズパークきりしま」「保健センターの育児相談・育児教室」が高くなっている一方、「青少年育成センター・教育支援センター」「隼人総合福祉センターのつどいの広場」「市役所のこども・くらし相談センター（にじいろ）」は低くなっています。

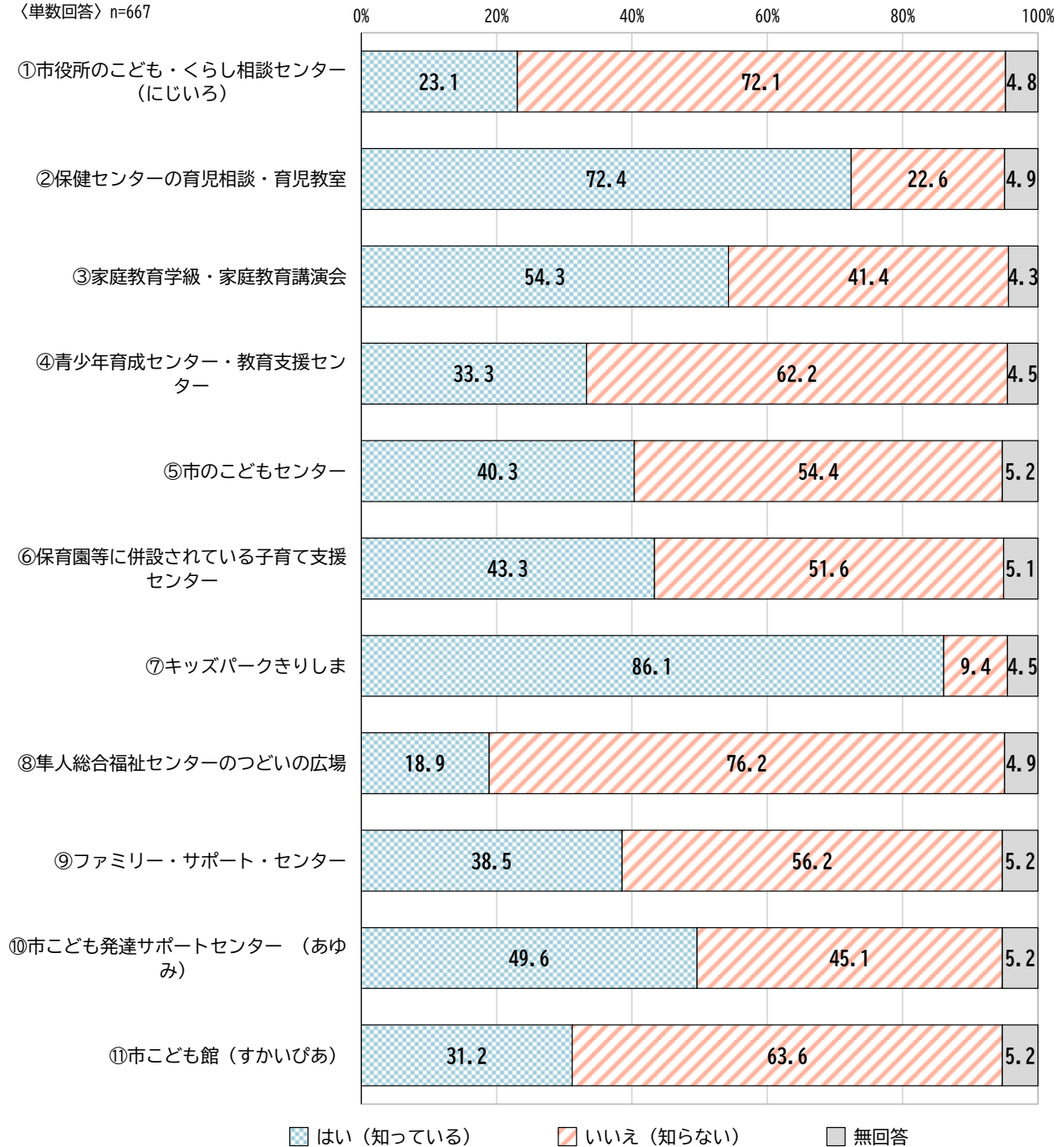
■市の子育て関連事業の認知度

【就学前】



■市の子育て関連事業の認知度

【小学生】



⑤小学校における放課後の過ごし方

就学前児童（3歳以上）の保護者の小学校入学後における、低学年のうちの放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ」が62.7%と最も高くなっています。小学生の保護者の低学年時の希望は、「自宅」が47.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が40.2%となっています。

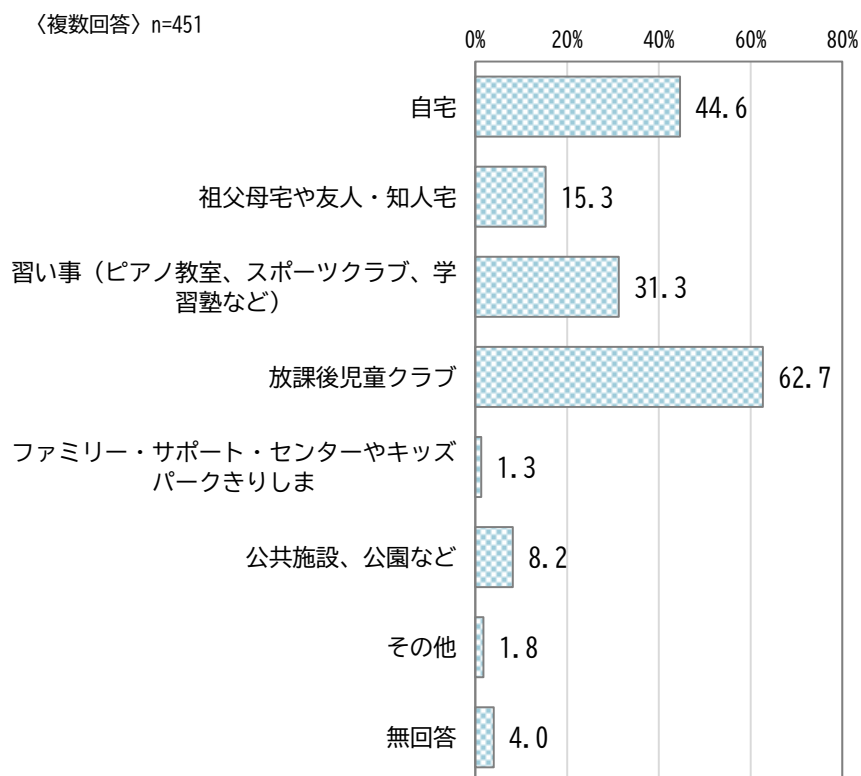
放課後児童クラブの利用希望日数については、就学前、小学生の保護者ともに日数は「5日」が、希望終了時間については「17時～18時台」が最も高くなっています。小学生の保護者においては、希望終了時間が「19時以降」を希望する回答が就学前児童保護者よりも10.4ポイント高くなっています。

また、高学年（4～6年生）時の希望は、就学前、小学生の保護者ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」となっています。

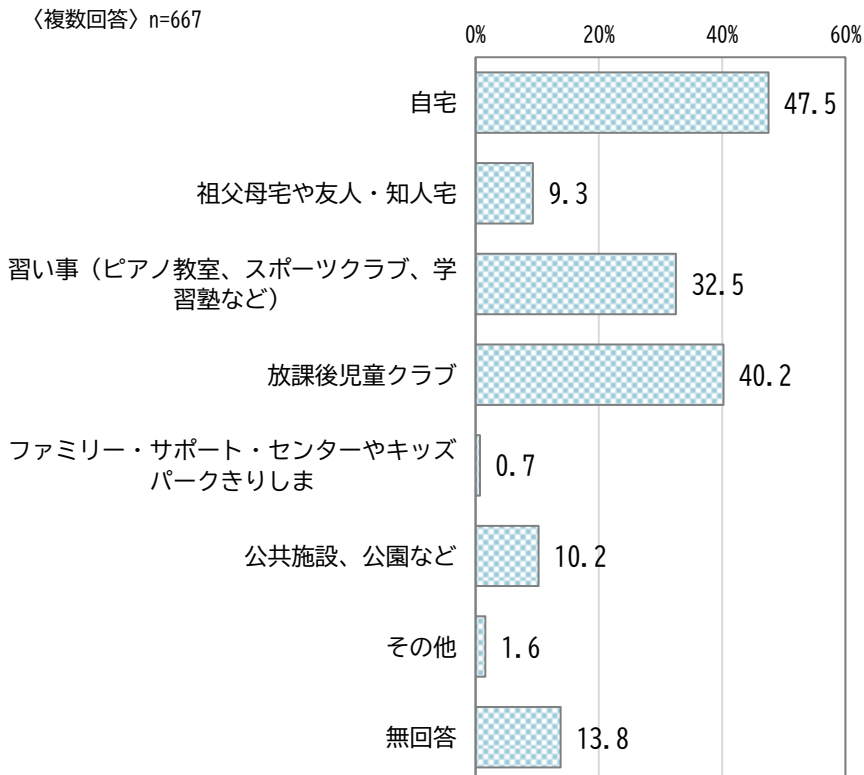
また、就学前、小学生の保護者ともに、低学年時の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望のうち、土曜日に5割程度、長期の休暇期間中に8割程度が利用を希望しています。

■低学年の放課後の過ごし方の希望

【就学前】



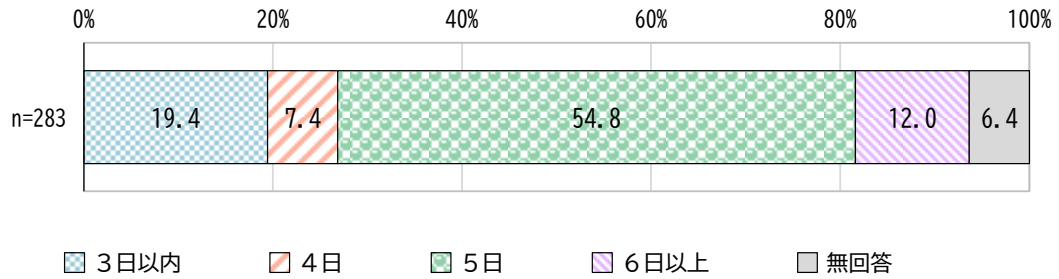
【小学生】



■ 低学年の放課後児童クラブの利用希望日数

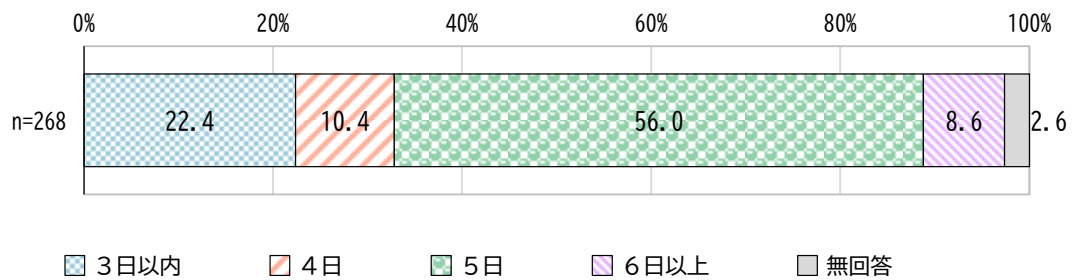
【就学前】

〈単数回答〉



【小学生】

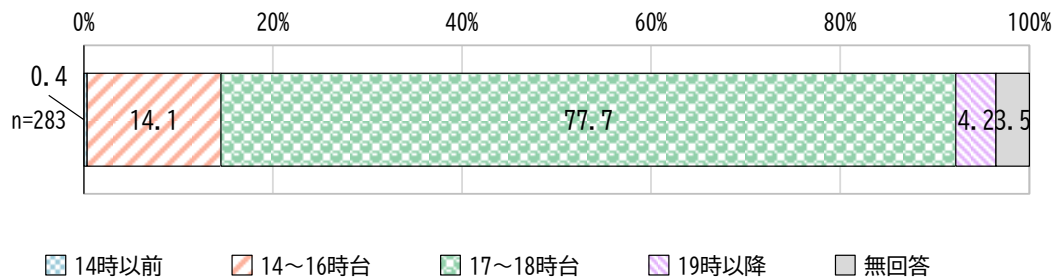
〈単数回答〉



■ 低学年の放課後児童クラブの希望終了時間

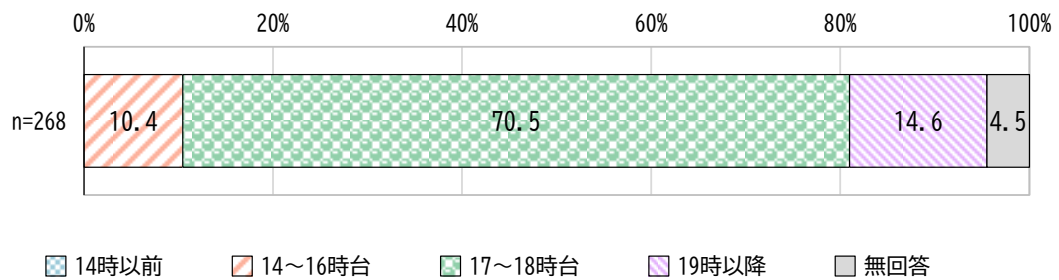
【就学前】

〈単数回答〉



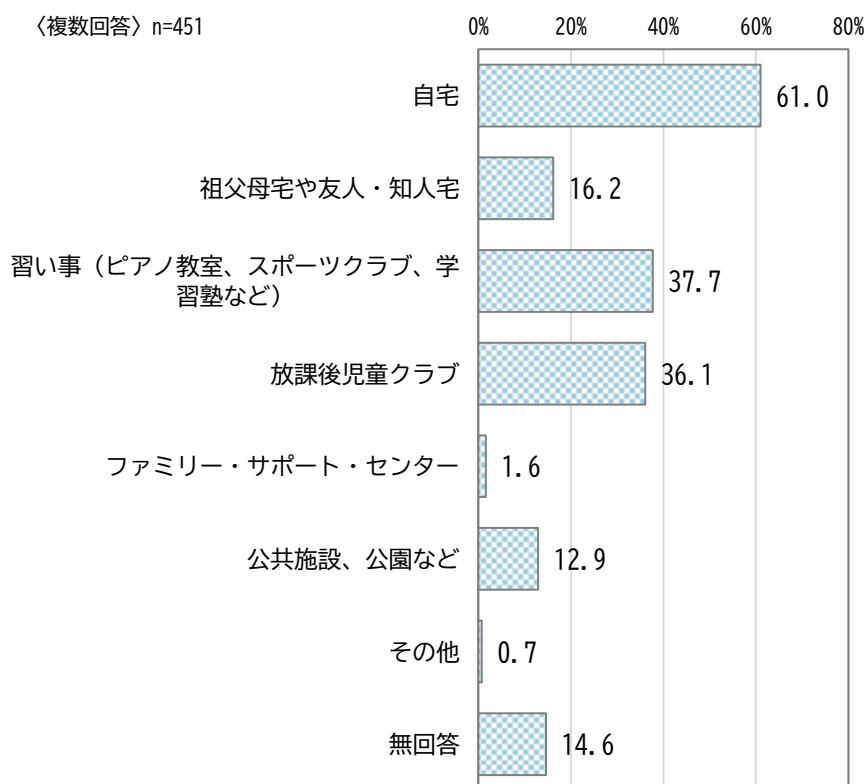
【小学生】

〈単数回答〉

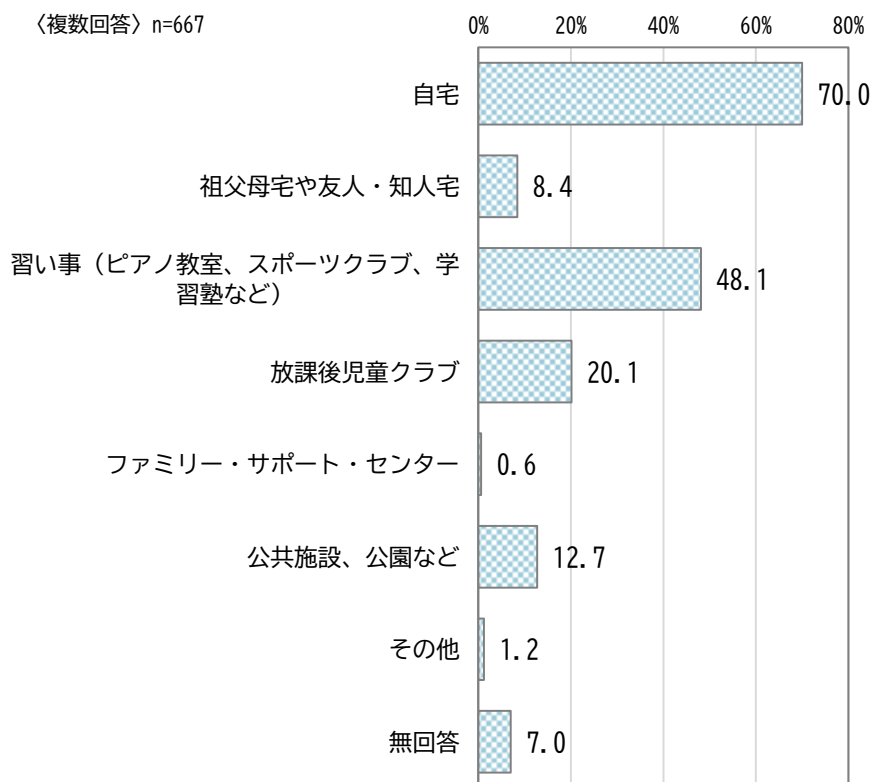


■ 高学年の放課後の過ごし方の希望

【就学前】



【小学生】



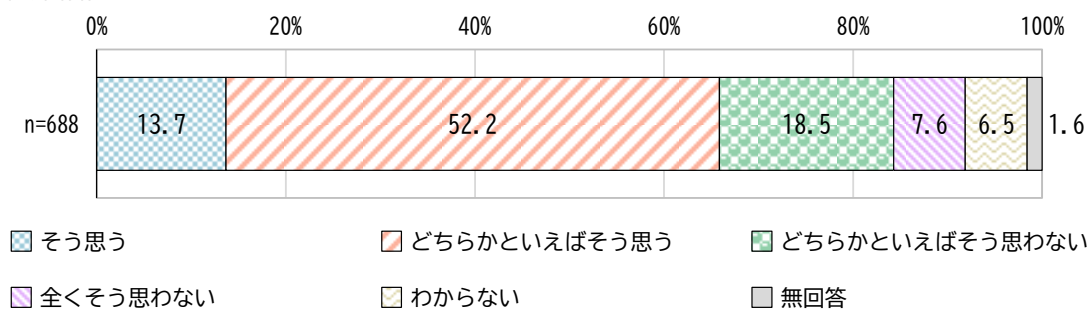
⑥子育ての環境や支援について

霧島市が子育てしやすい環境だと思うかについては、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が就学前児童の保護者では65.9%、小学生の保護者では66.5%となっています。

■子育てしやすい環境であると思うか

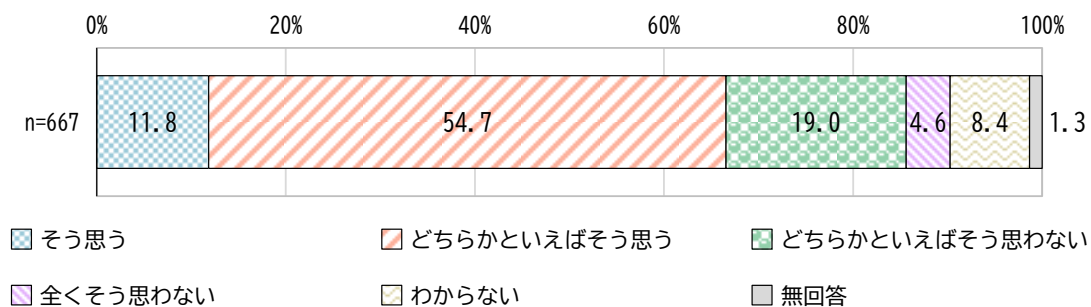
【就学前】

〈単数回答〉



【小学生】

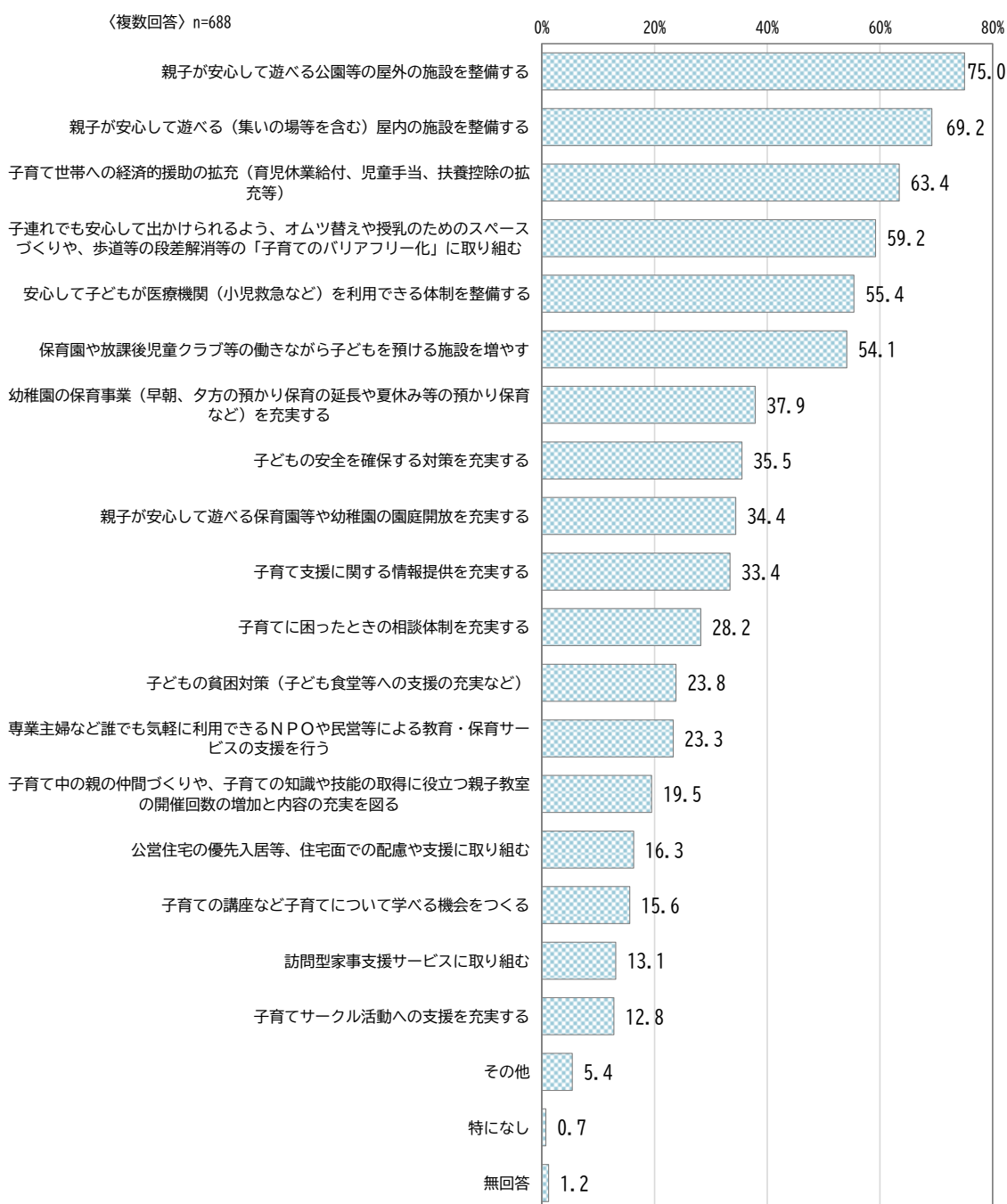
〈単数回答〉



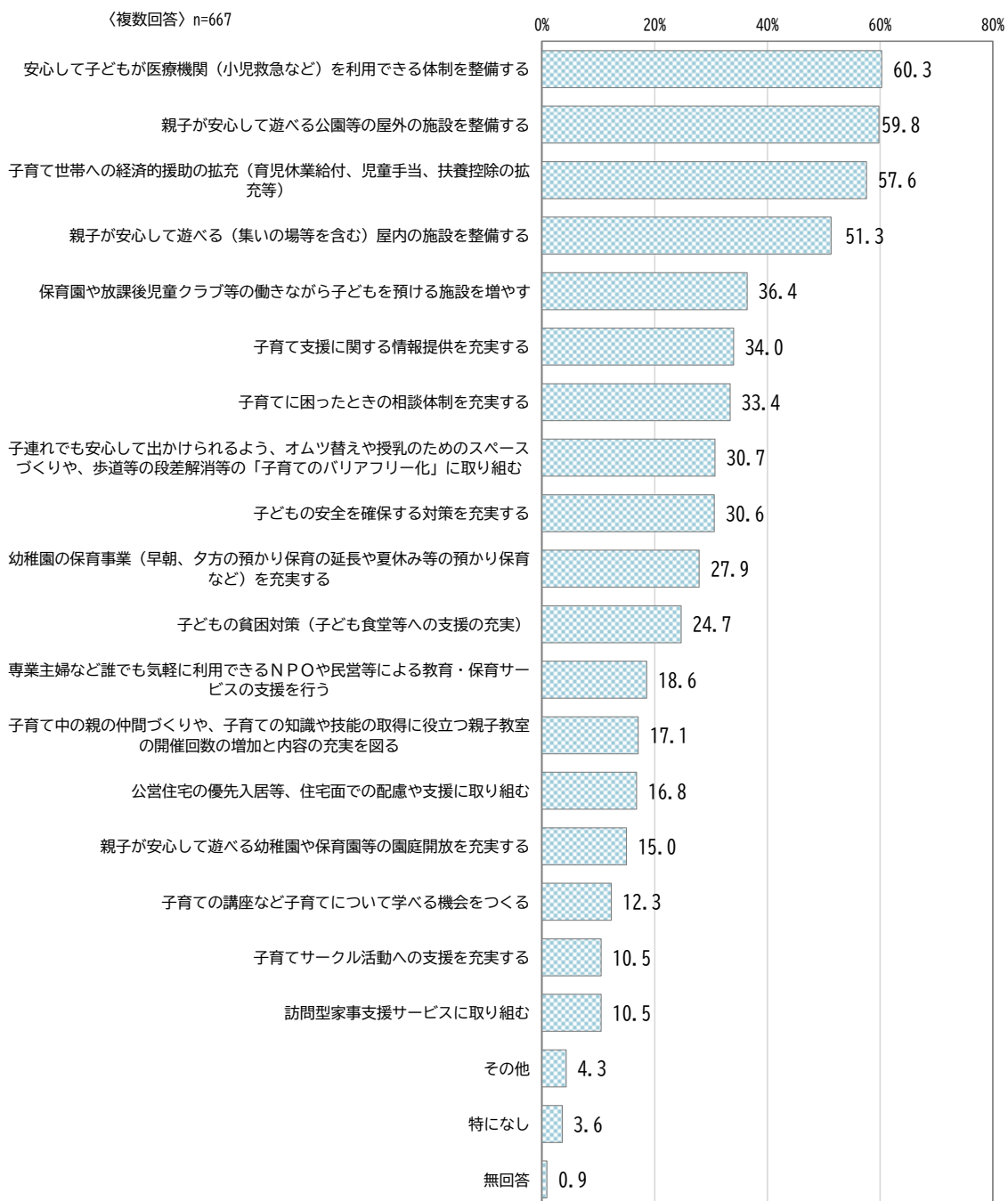
どのような支援策の充実を図ってほしいかについては、就学前児童の保護者では「親子が安心して遊べる公園等の屋外の施設を整備する」が75.0%と最も高く、小学生児童の保護者では「安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する」が60.3%と最も高くなっています。次いで「親子が安心して遊べる（集いの場等を含む）屋内の施設を整備する」、「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）」がそれぞれ上位となっています。

■必要だと思う支援策

【就学前】



【小学生】



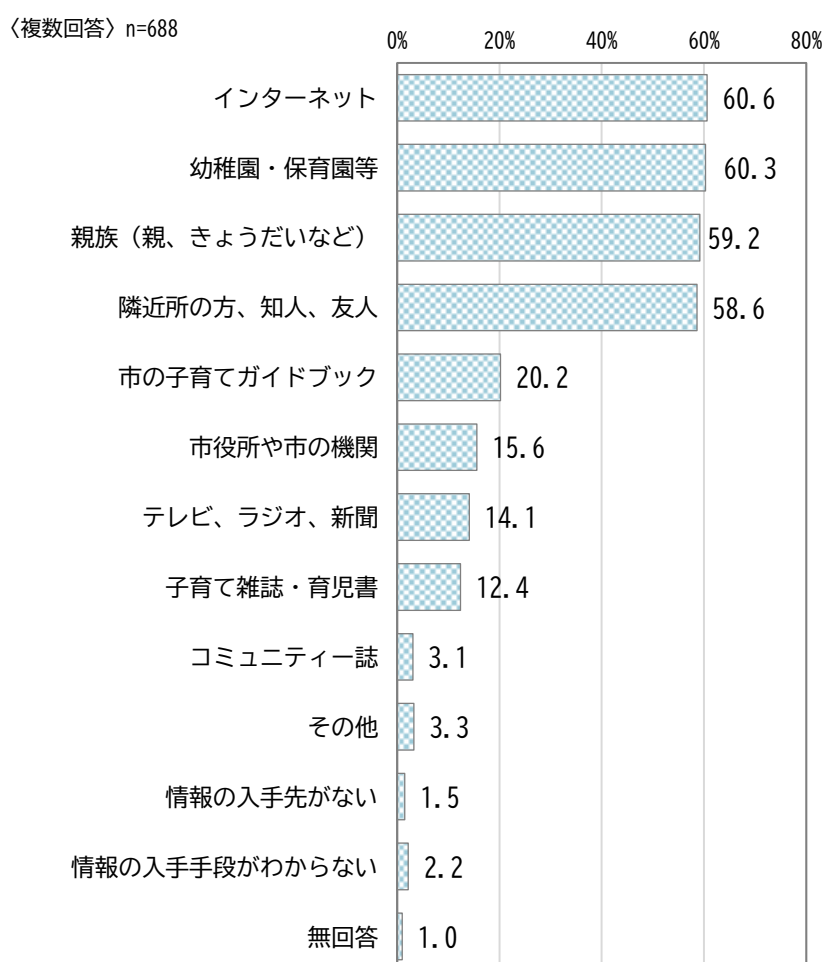
子育てに関する情報をどのように入手しているかについては、就学前児童の保護者では「インターネット」が60.6%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園等」が60.3%となっています。小学生児童の保護者では「隣近所の方、友人、知人」が66.9%と最も高く、次いで「インターネット」が58.8%となっています。

一方、「市役所や市の機関」は就学前児童の保護者で15.6%、小学生児童の保護者で20.1%と低くなっています。

また、「情報の入手先がない」、「情報入手手段がわからない」という回答もそれぞれ1~2%程度ありました。

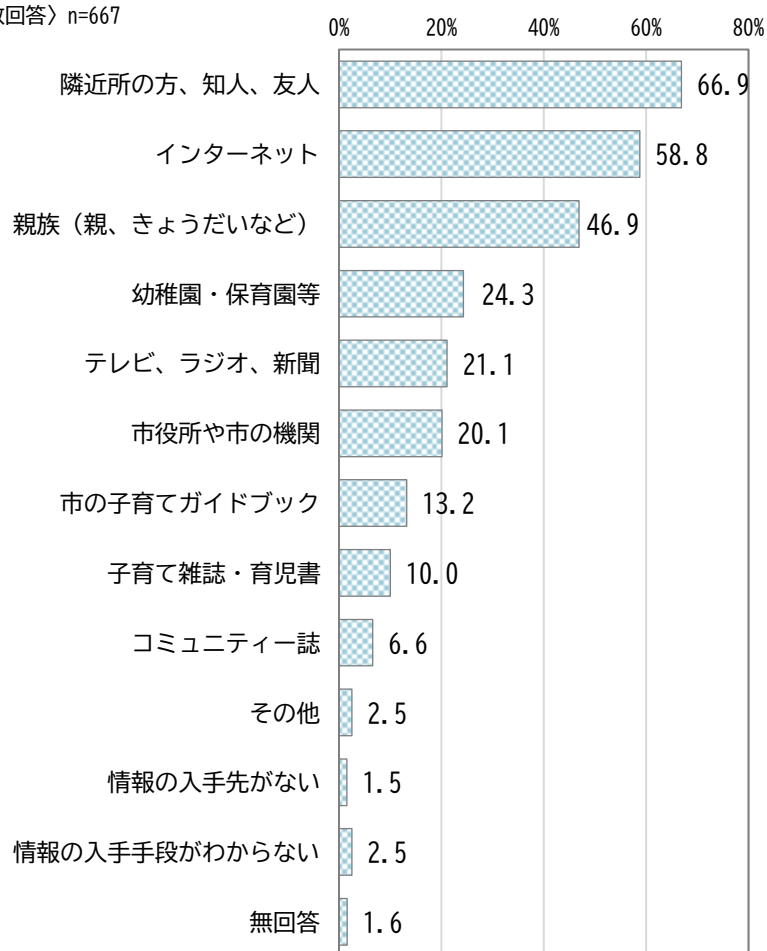
■情報の入手先

【就学前】



【小学生】

〈複数回答〉 n=667



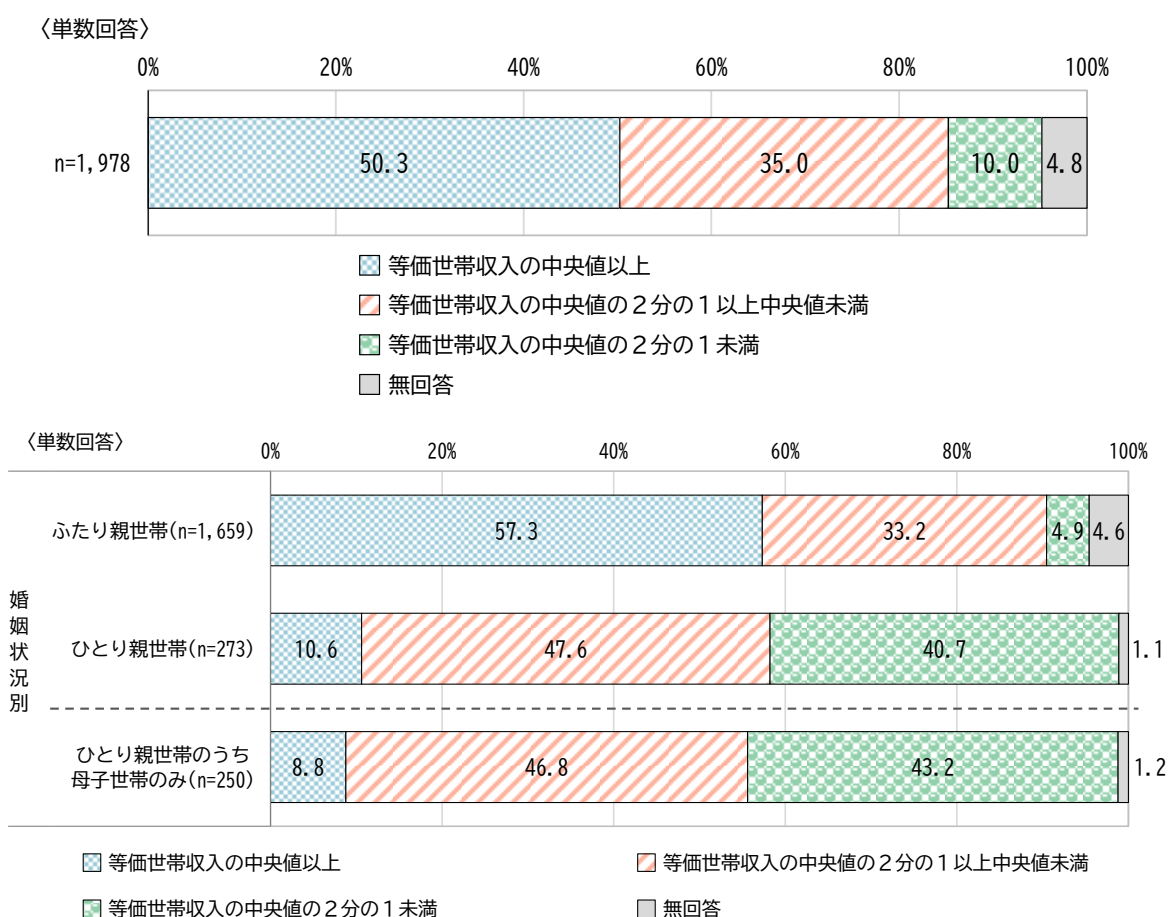
(2) 子どもの生活に関するアンケート調査

「(仮称) 霧島市こども計画」を策定するにあたり、本市の子どもの生活習慣や教育の状況、子育て世帯の経済的負担等に関する意識や将来の意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

*本調査では、「国民生活基礎調査における相対的貧困率算出方法」により算出された「貧困線」を下回る世帯を「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」と表記していますが、国等で使われている「子どもの相対的貧困率」と同様の意味となります。

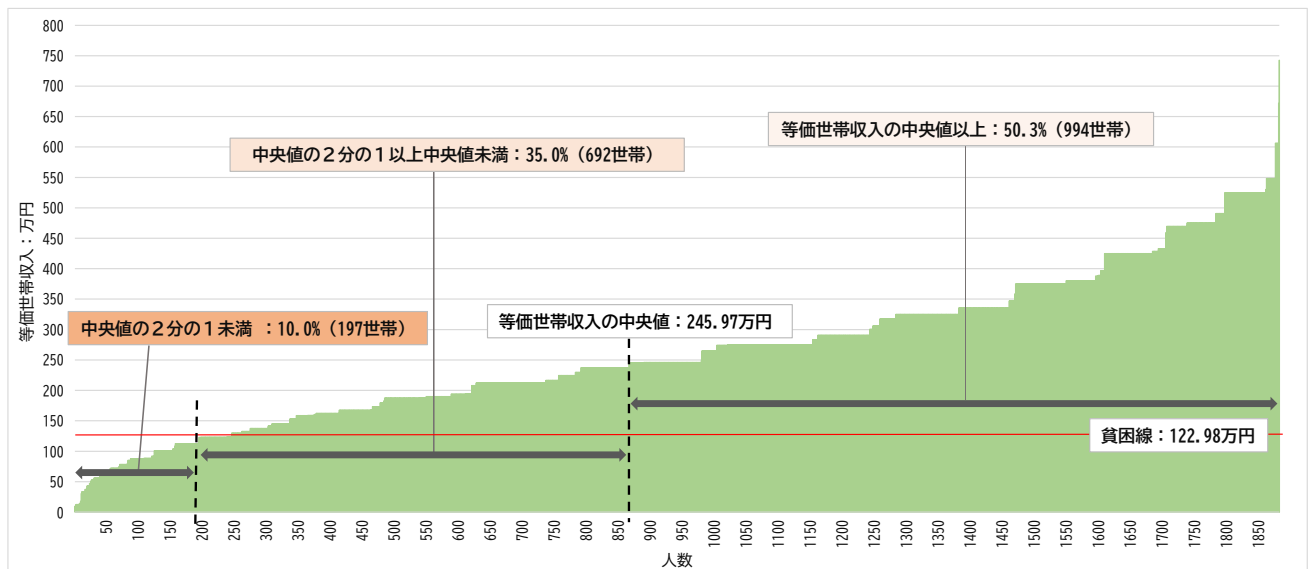
①相対的貧困率の算出

◇全体では、「等価世帯収入の中央値以上」が50.3%と最も高く、次いで、「等価世帯収入の中央値の2分の1以上中央値未満」が35.0%、「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」が10.0%となっています。また、ひとり親世帯の「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の割合は、40.7%となっています。



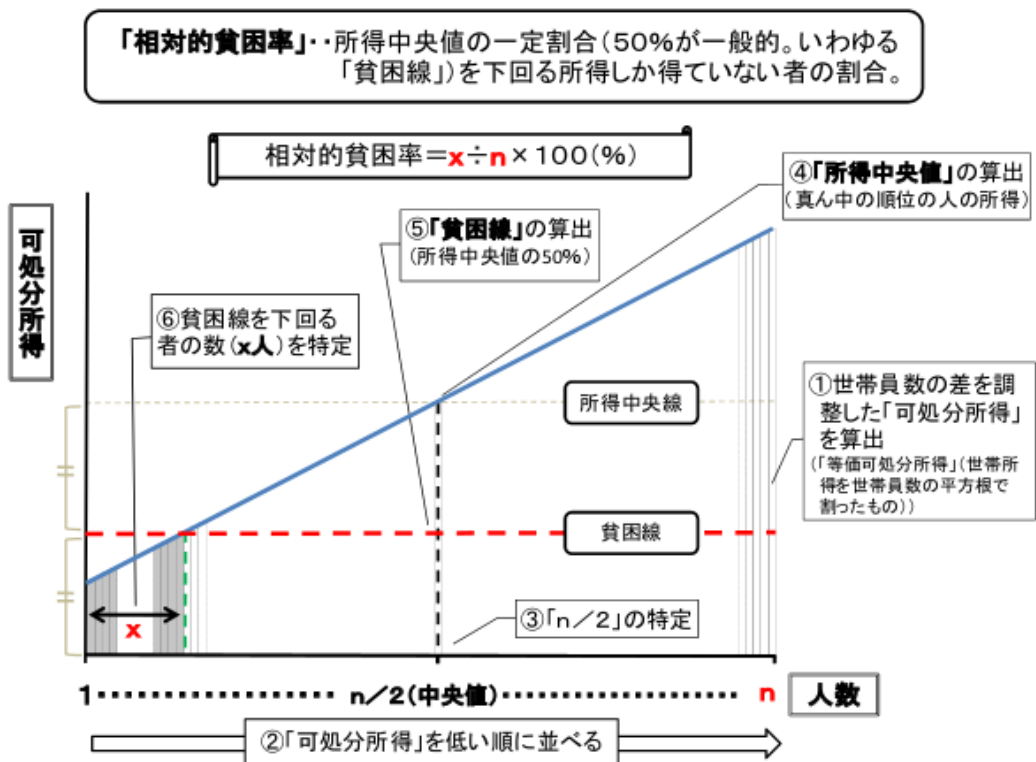
※「2021年国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、「子どもの相対的貧困率」は11.5%となり、2018年の13.5%より下がっています。また、ひとり親世帯の場合は、44.5%となっています。

霧島市の状況



分類	世帯数	割合
中央値の2分の1未満(貧困線未満)	197	10.0%
中央値の2分の1以上中央値未満	692	35.0%
中央値以上	994	50.3%
判定可能世帯数	1,883	95.2%
判定不能(無回答項目あり)	95	4.8%
サンプル数合計	1,978	100.0%

(参考) 国民生活基礎調査における相対的貧困率算出方法



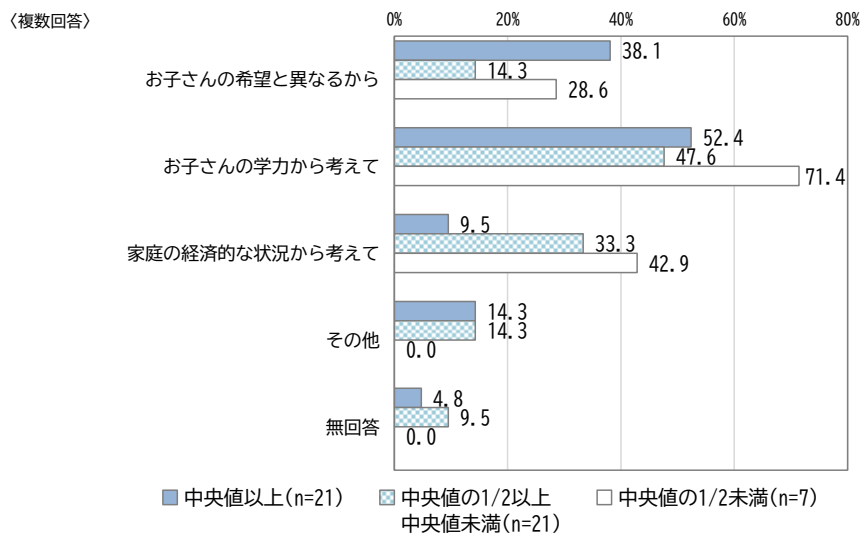
※厚生労働省公表資料抜粋

② 「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯の状況

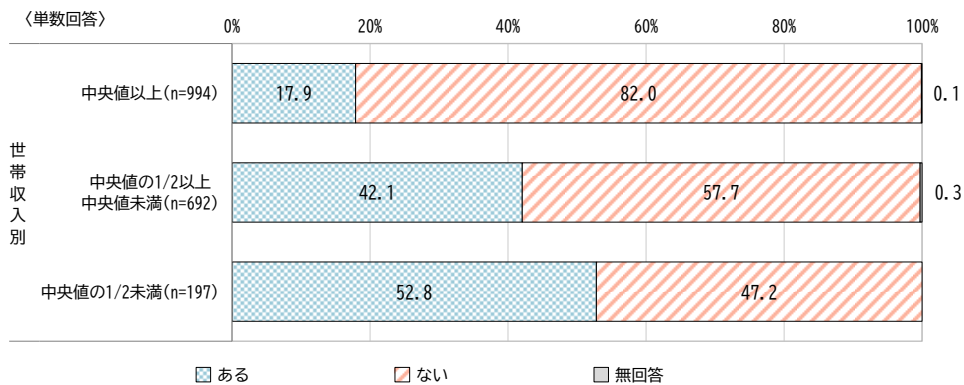
◇ 「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯において、「家庭の経済的な状況からみて子どもの進学が希望どおり進むと思わない」、「子どもの学習意欲にこたえられなかった経験があった」と回答した保護者の割合がその他の世帯より高くなっています。

■ 子どもの進学希望が希望通り進むと思わない理由

※ 「子どもの進学について希望どおり進むと思わない」と回答した方のみ

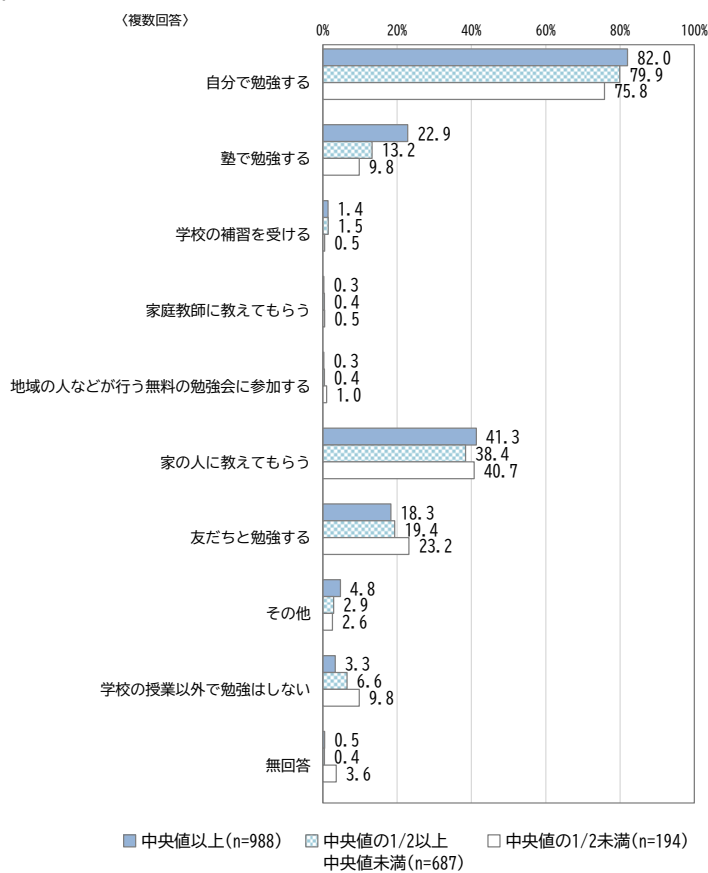


■ 子どもの学習意欲にこたえられなかった経験の有無

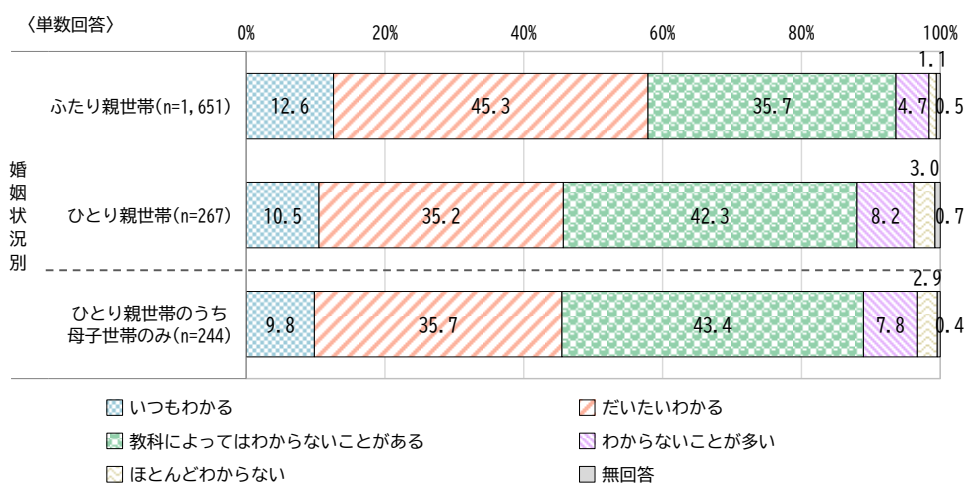


◇保護者の収入が少ない世帯の子どもの授業以外での自主的な学習習慣や成績、授業の理解度の割合が低くなっています。

■ ふだん学校の授業以外での勉強



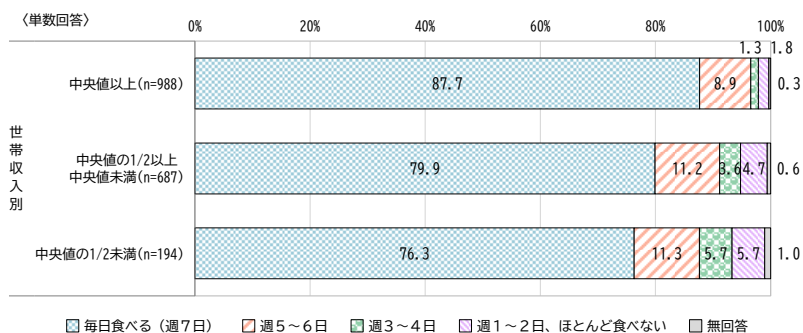
■ 学校の授業がわからないことがあるか



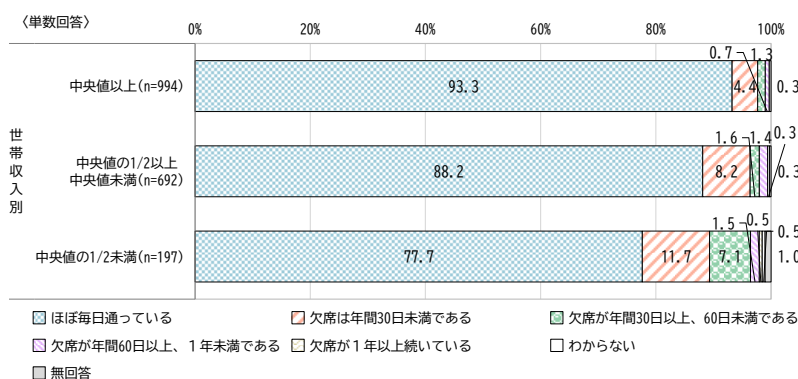
◇保護者の収入が少ない世帯の方が、子どもの朝食の欠食割合や、学校の欠席割合が高くなっています。「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯では、「生活リズムのみだれ」を主な欠席の理由と回答した保護者の割合が他の世帯より高くなっており、基本的な生活習慣が身につけていないことが伺えます。

■ 1週間の食事の摂取状況

a) 朝食

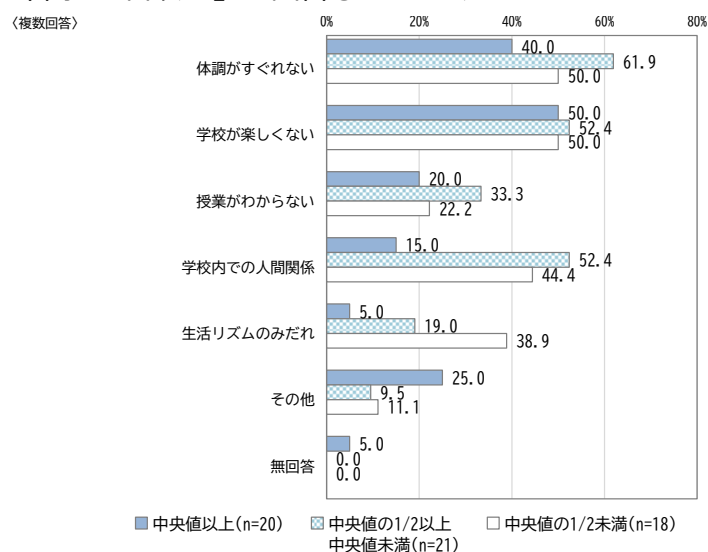


■ 子どもの通学状況



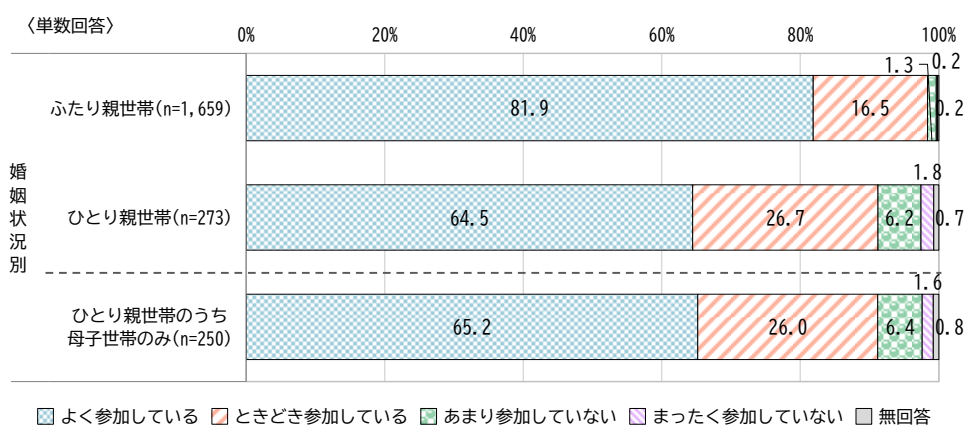
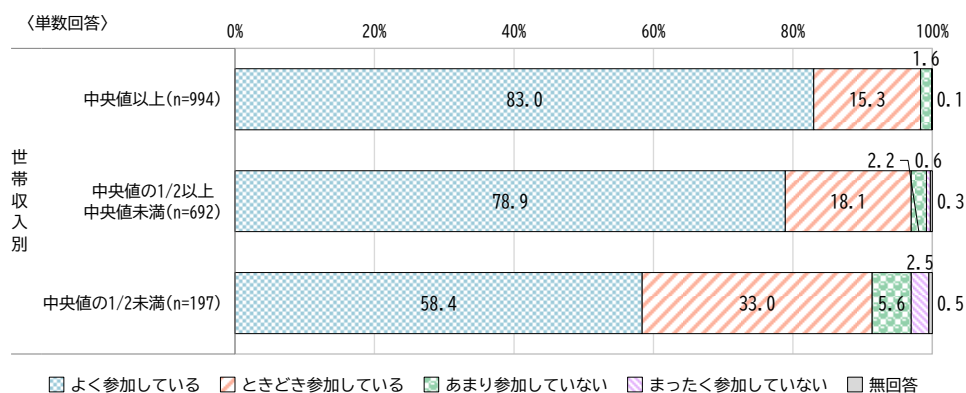
■ 欠席の主な理由

※問 17 で『欠席が年間 30 日以上』と回答した方のみ

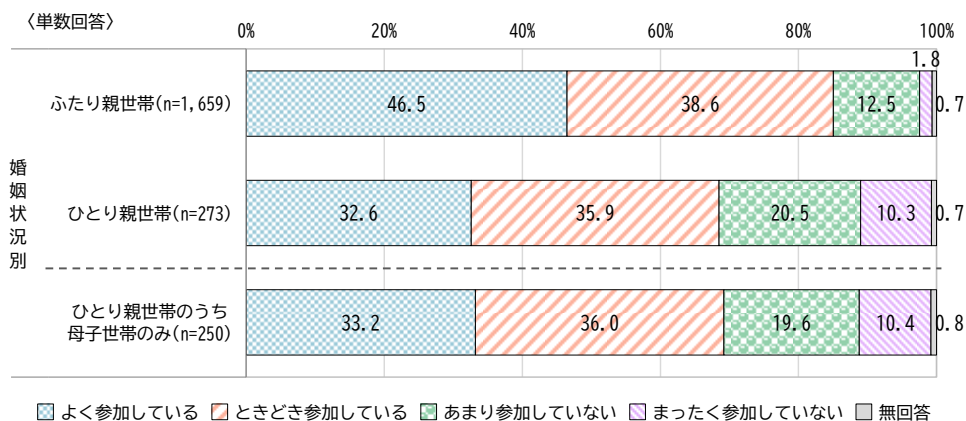
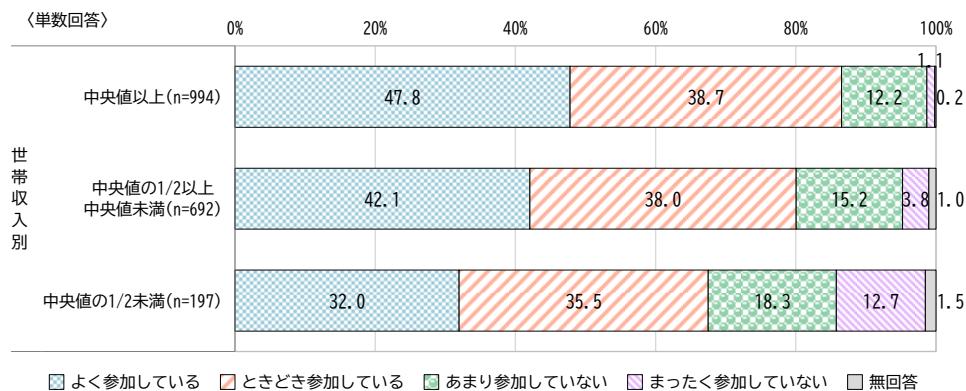


◇「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯や「ひとり親世帯」では、学校行事や社会参加の割合が低くなっています。

■授業参観や運動会等の学校行事への参加



■ P T A活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加



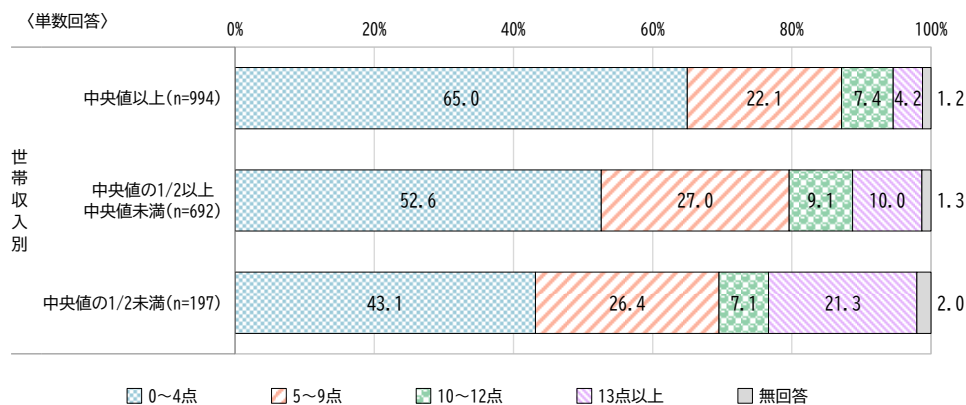
◇収入が少ない世帯において、心理的な負担を抱えている保護者の割合が高く、生活の満足度も低くなっています。

■ K6 判定 (0~24点)

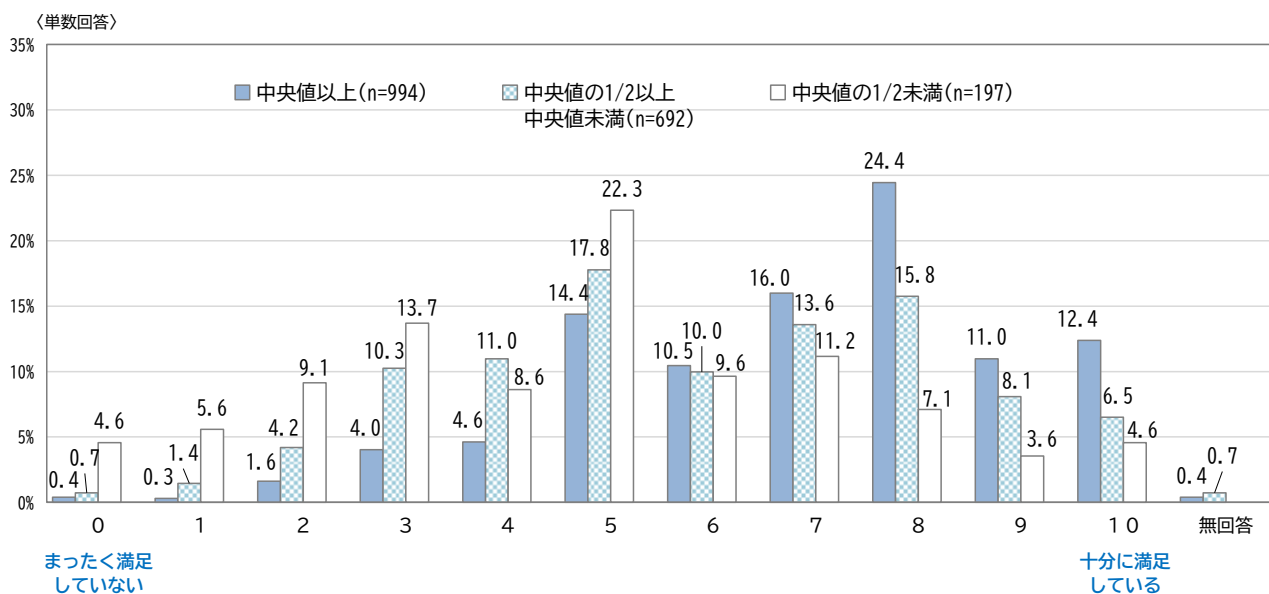
0~4点・・・『問題なし』

5~12点・・・『心に何らかの負担を抱えている状態』

13点以上・・・『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』



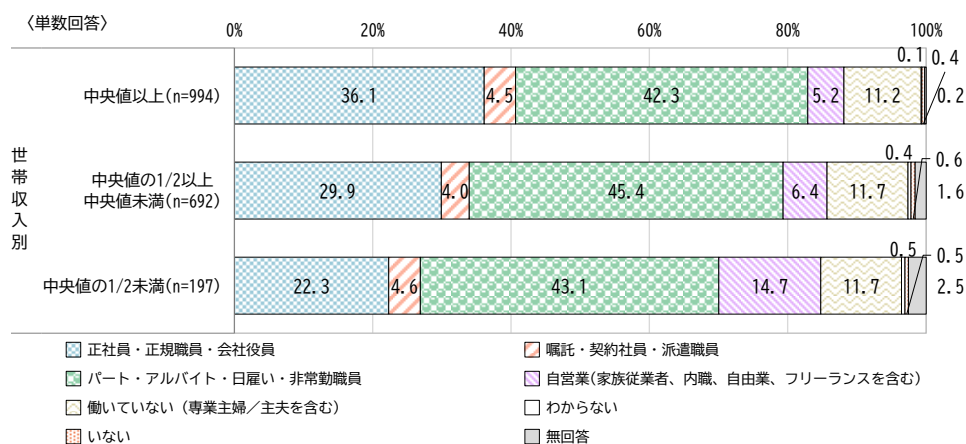
■ (全体として) 最近の生活の満足度



◇母親、父親ともに世帯収入が少なくなるにつれ、正社員・正規職員・会社役員の割合が低くなっています。

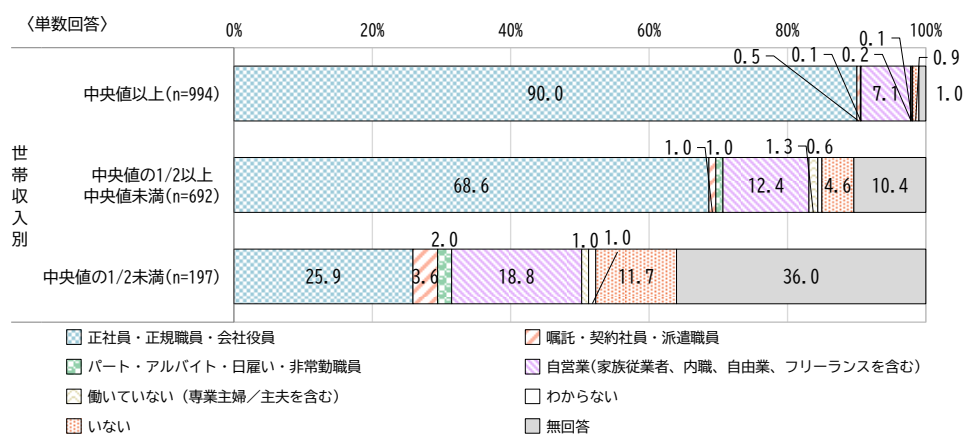
■親の就労状況

【母親】



■親の就労状況

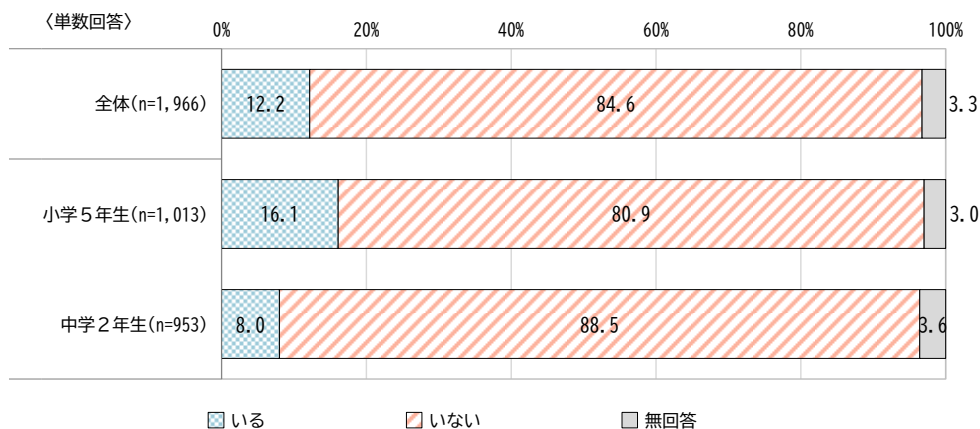
【父親】



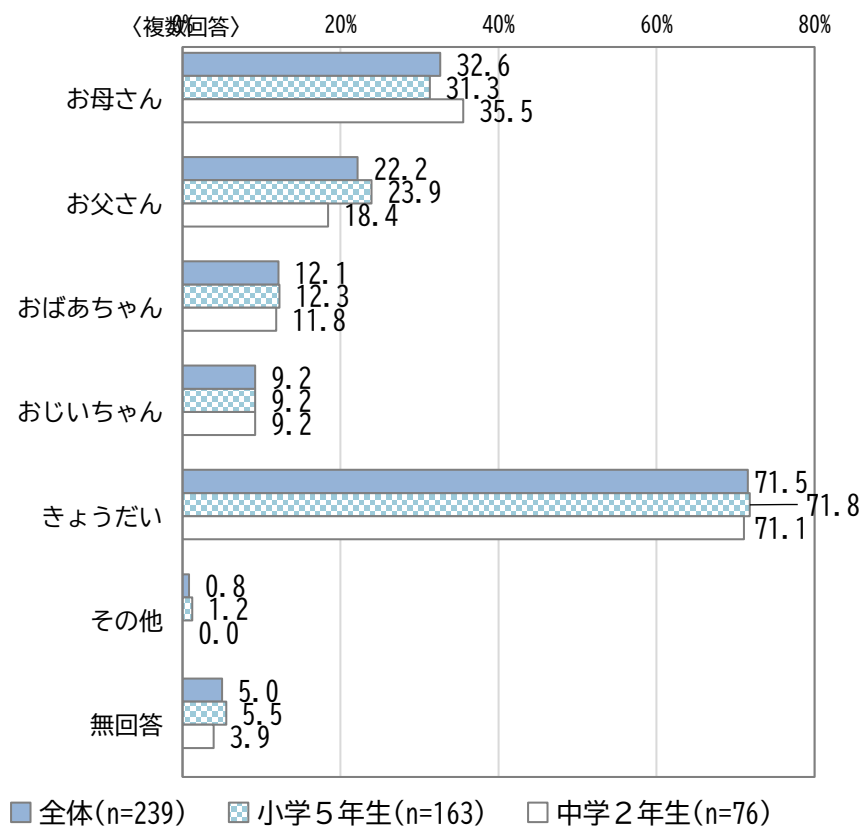
③ヤングケアラーの状況

- ◇世話をしている人が「いる」と回答した割合全体では、「いる」が 12.2%、「いない」が 84.6% となっています。
- ◇世話をしている人については、「きょうだい」が 71.5%と最も高く、次いで、「お母さん」が 32.6%、「お父さん」が 22.2%となっています。

■あなたがお世話をしている人がいるか



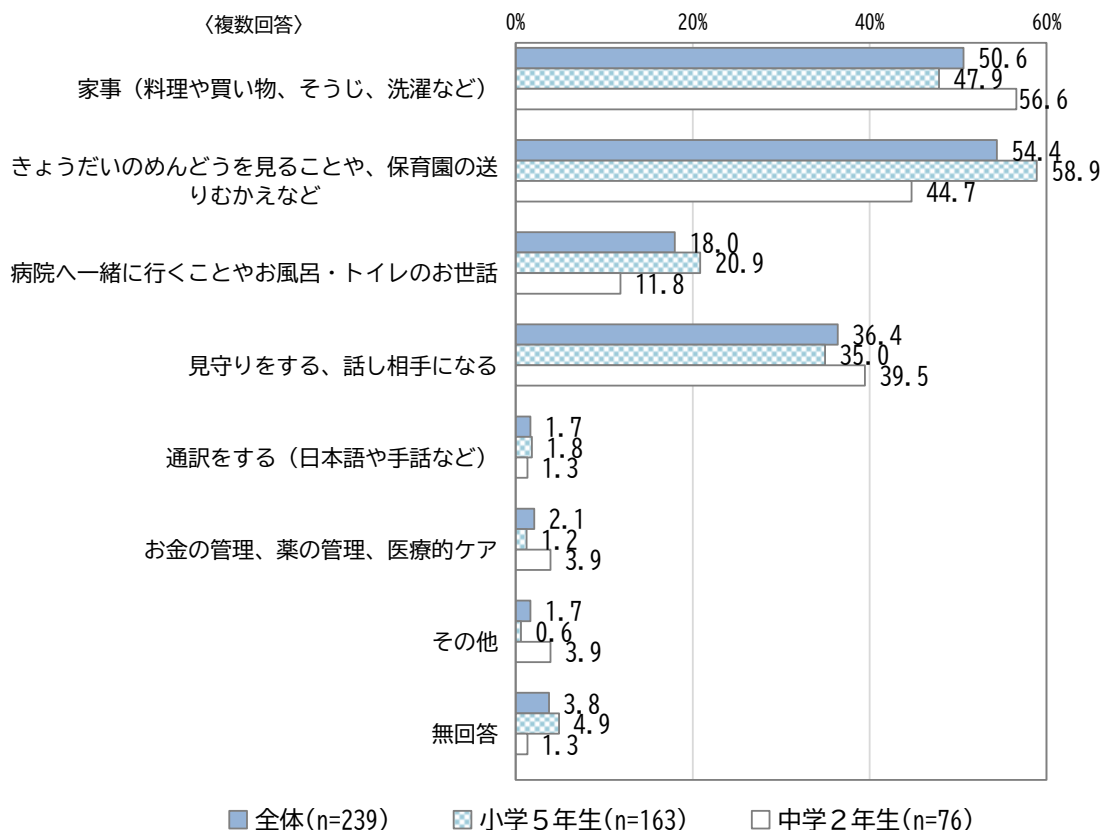
■誰(だれ)のお世話をしているか



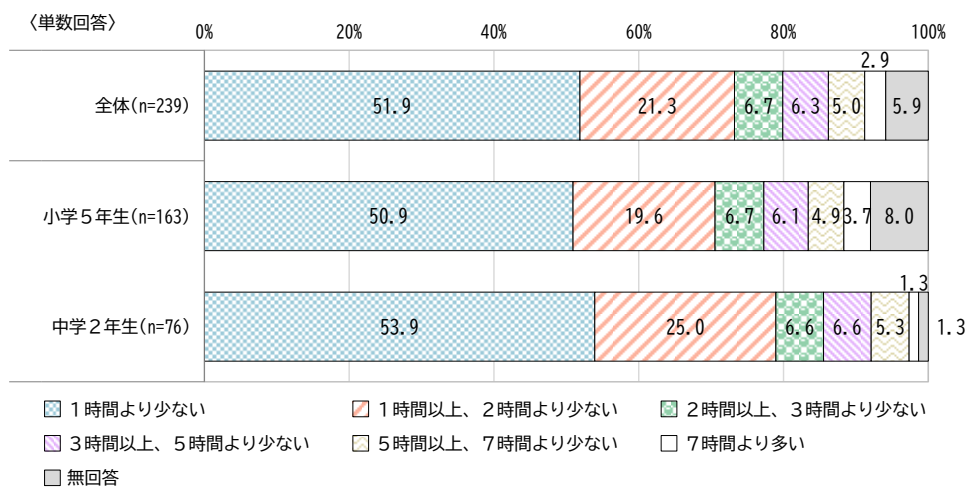
◇お世話の内容については、「きょうだいのめんどうを見ることや、保育園の送りむかえなど」が54.4%と最も高く、次いで、「家事（料理や買い物、そうじ、洗濯など）」が50.6%、「見守りをする、話し相手になる」が36.4%となっています。

◇学校に行く日のお世話をする時間が、3時間以上の人 は18.0%となっています。

■ お世話の内容



■ 学校に行く日のお世話をする時間



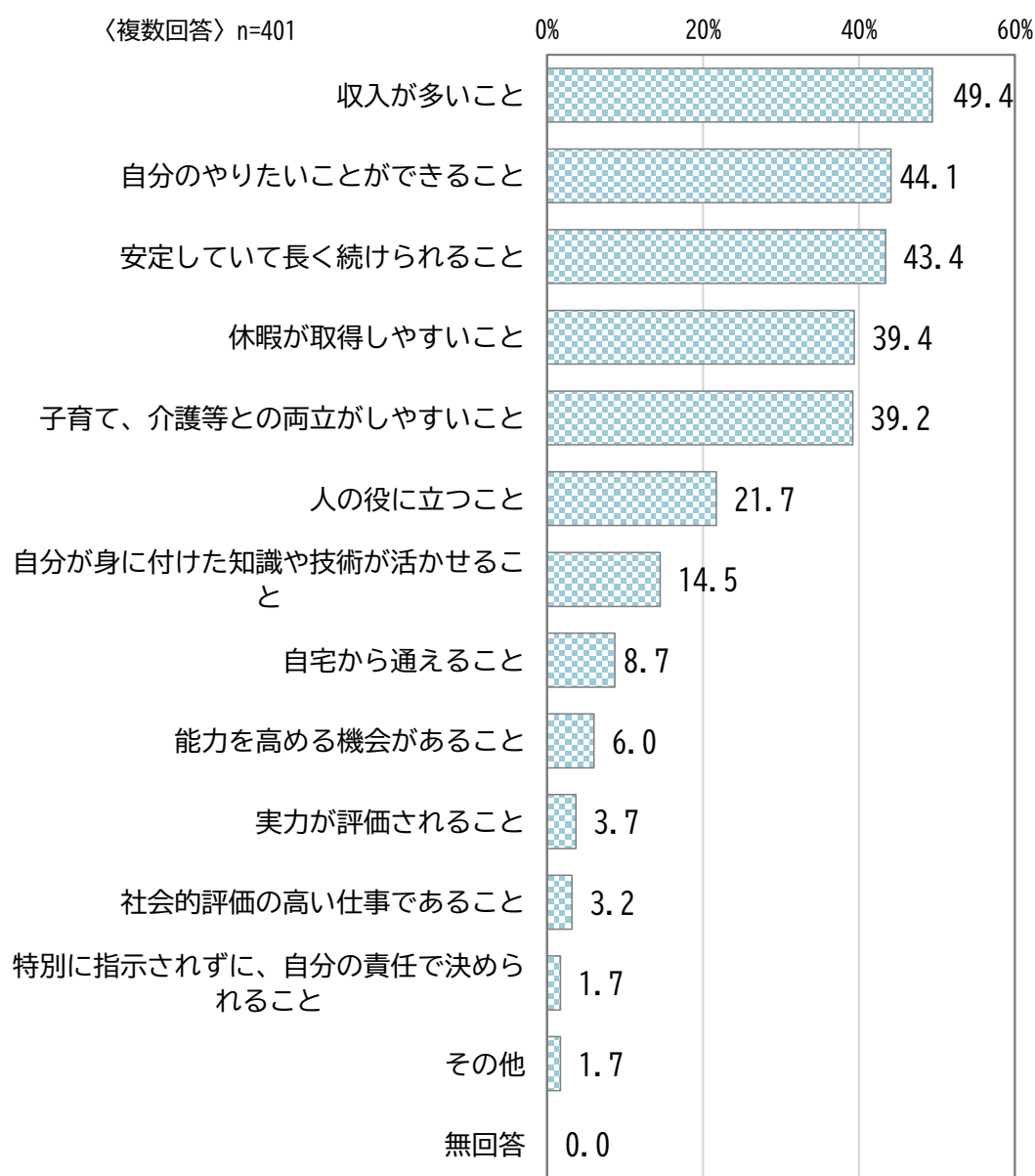
(3) 若者の少子化等に対する意識調査

「(仮称) 霧島市こども計画」を策定するにあたり、若者の結婚観や少子化等に対する意識を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

①就労について

◇仕事を選ぶ際に、重要と思うことについては、「収入が多いこと」が49.4%と最も高く、次いで「自分のやりたいことができること」が44.1%、「安定していて長く続けられること」が43.4%となっています。

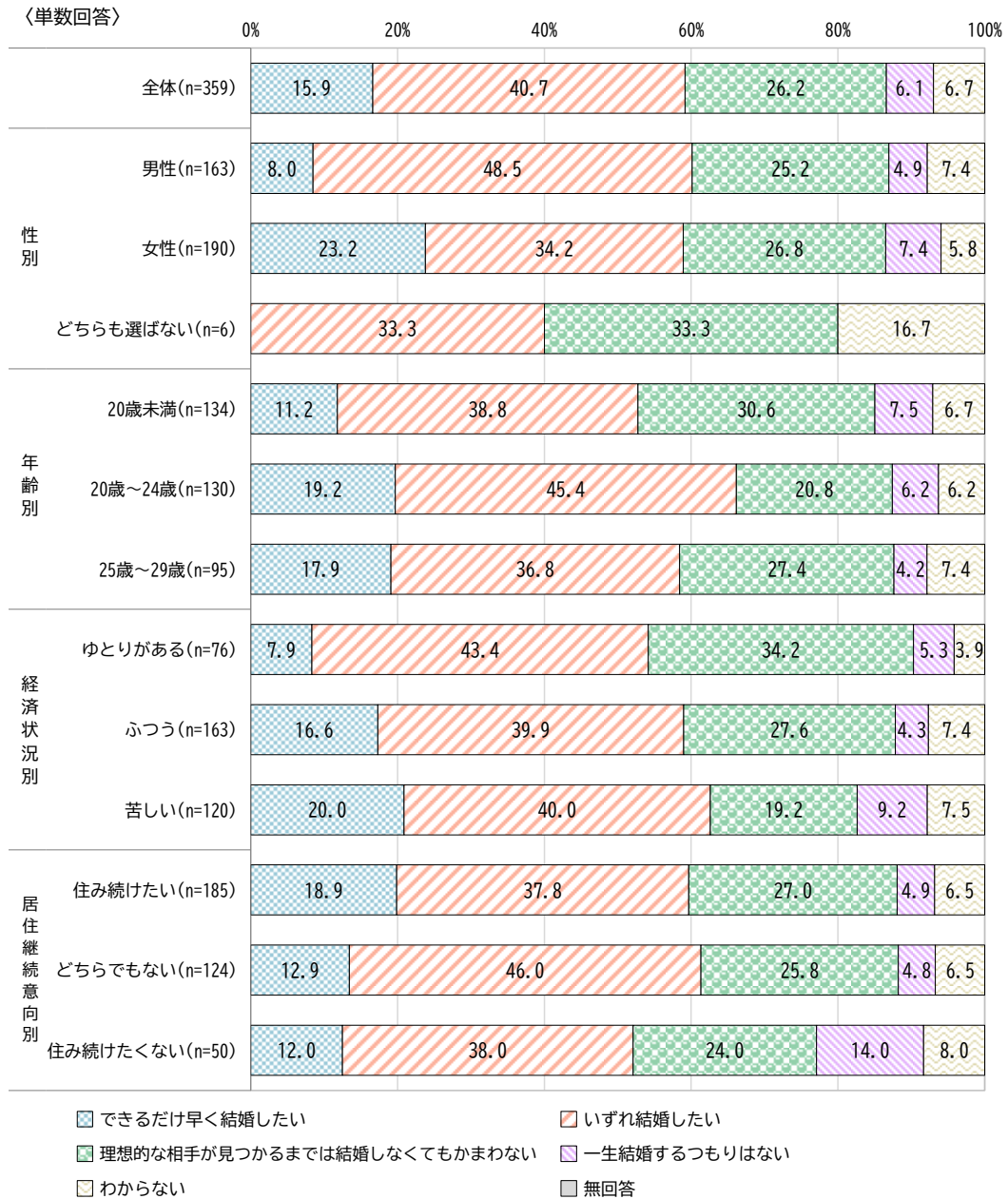
■仕事を選ぶ際に、重要と思うこと



②結婚について

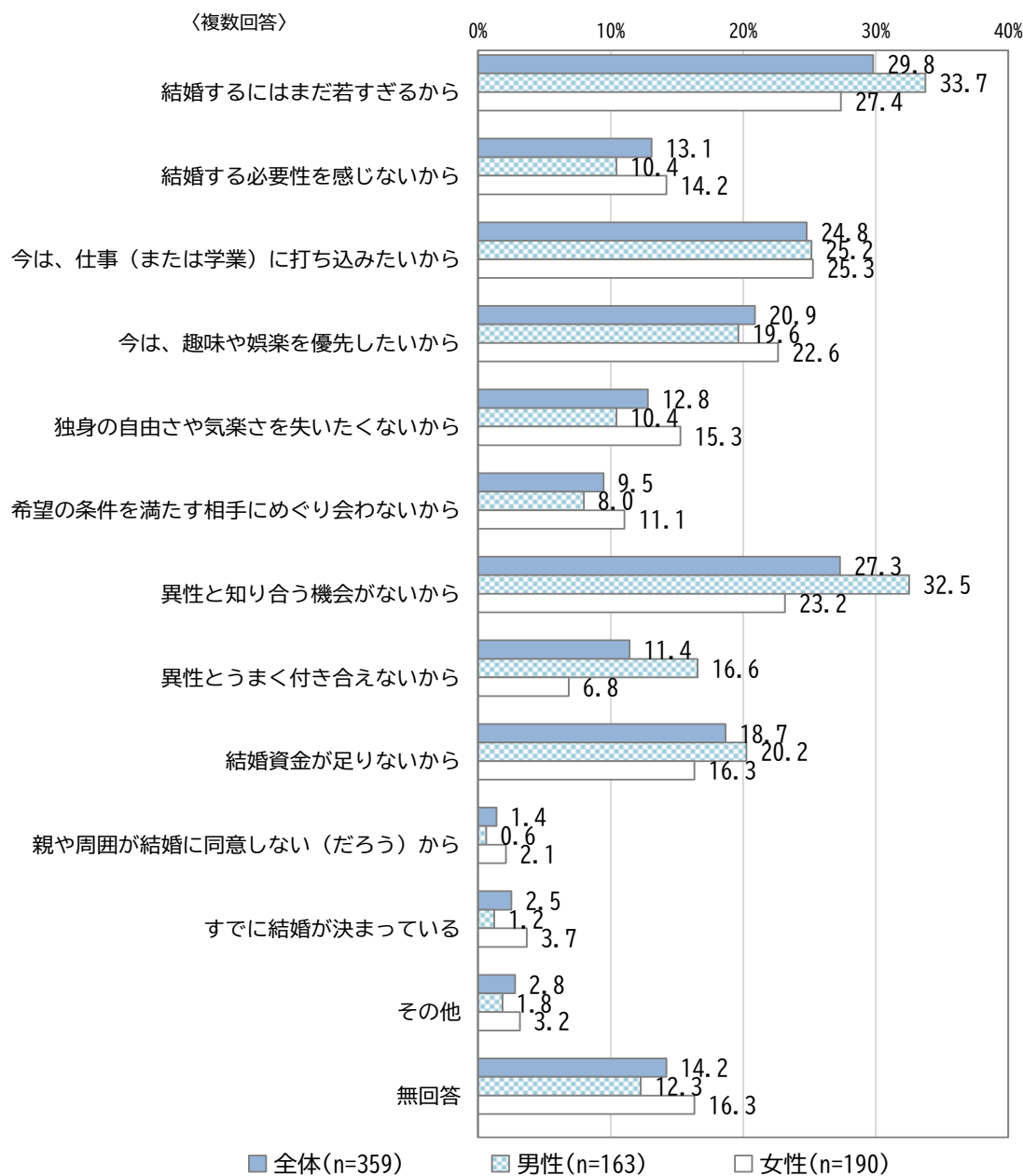
◇独身の方の自身の結婚観については、「できるだけ早く結婚したい」と「いずれ結婚したい」と思う割合の合計は約6割となっています。

■自身の結婚観（※独身の方のみ）



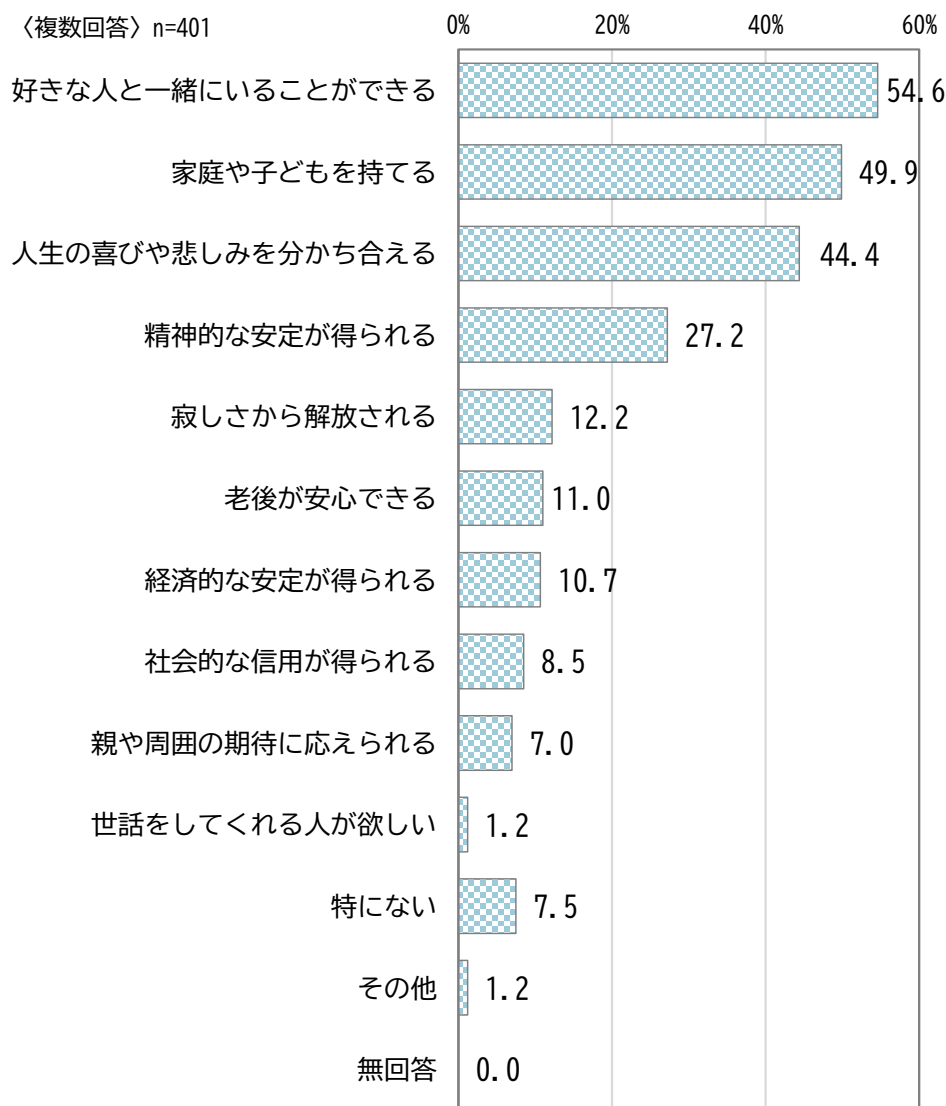
- ◇全体では、「結婚するにはまだ若すぎるから」、「異性と知り合う機会がないから」、「今は、仕事（又は学業）に打ち込みたいから」の割合が高くなっています。
- ◇男性では、「結婚するにはまだ若すぎるから」、「異性と知り合う機会がないから」、「異性とうまく付き合えないから」の割合が女性より高くなっています。
- ◇女性では、「結婚する必要性を感じないから」、「今は、趣味や娯楽を優先したいから」、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」の割合が男性より高くなっています。

■ 現在独身でいる理由（※独身の方のみ）



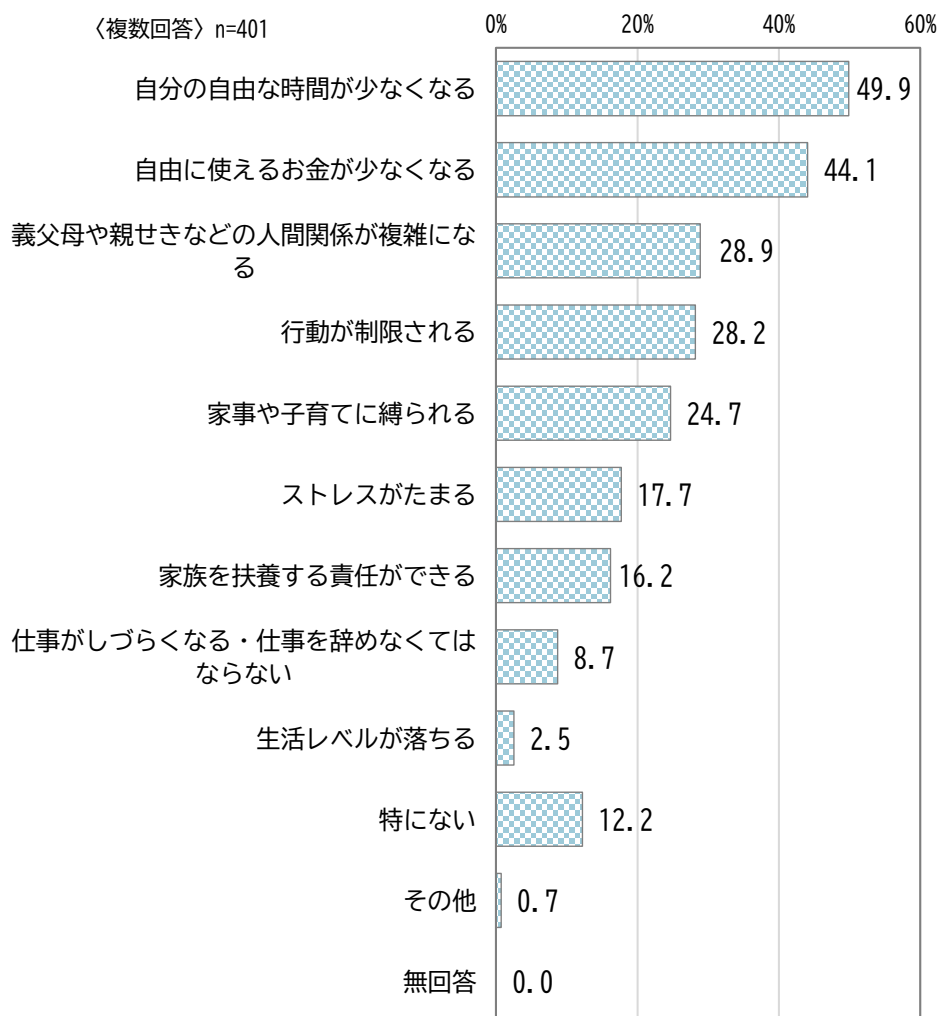
◇結婚についての良いイメージについては、「好きな人と一緒にいることができる」が 54.6%と最も高く、次いで「家庭や子どもを持てる」が 49.9%、「人生の喜びや悲しみを分かち合える」が 44.4%となっています。

■結婚についての良いイメージ



◇結婚についての良くないイメージについては、「自分の自由な時間が少なくなる」が49.9%と最も高く、次いで「自由に使えるお金が少なくなる」が44.1%、「義父母や親せきなどの人間関係が複雑になる」が28.9%となっています。

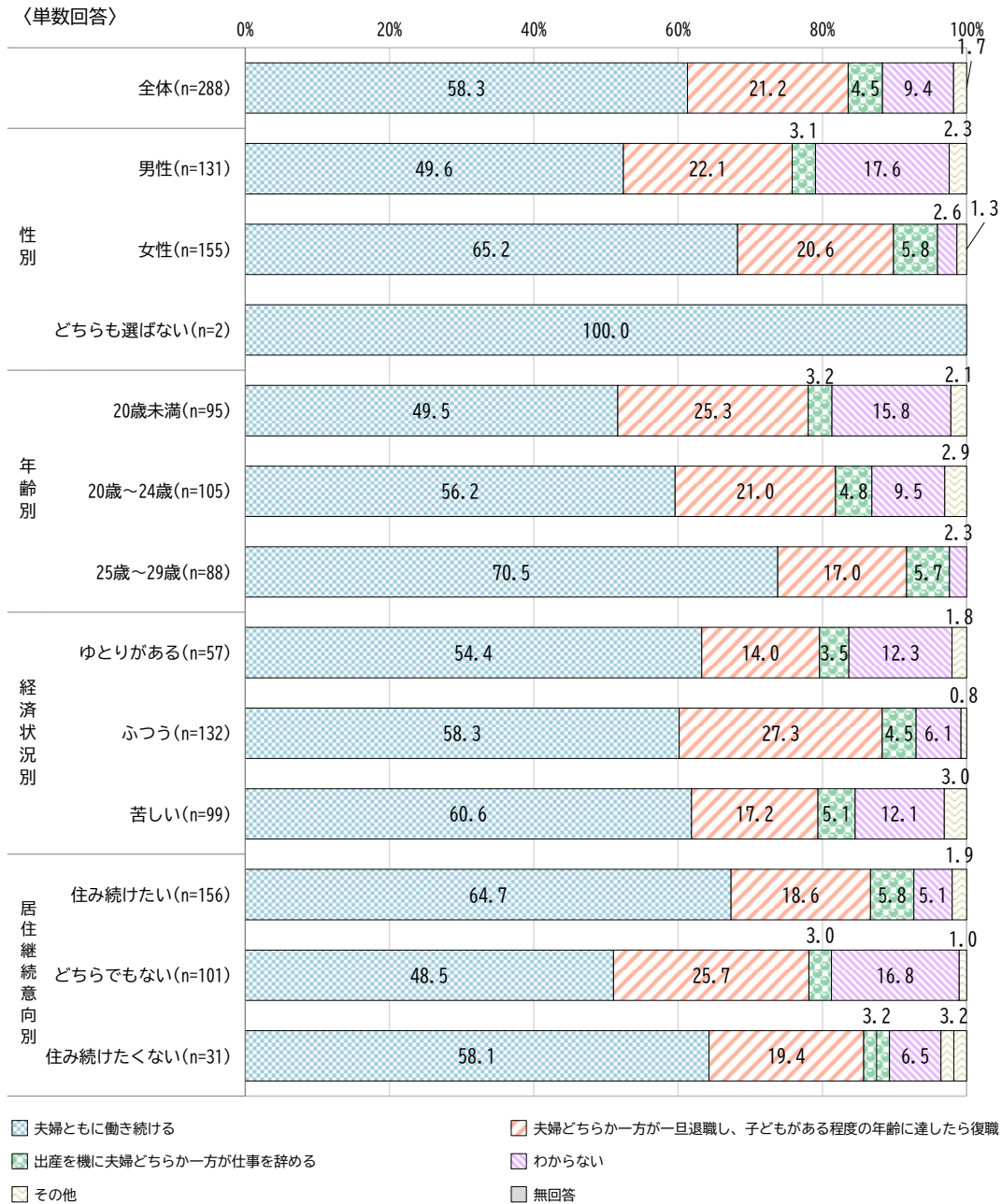
■結婚についての良くないイメージ



③働き方、子育てについて

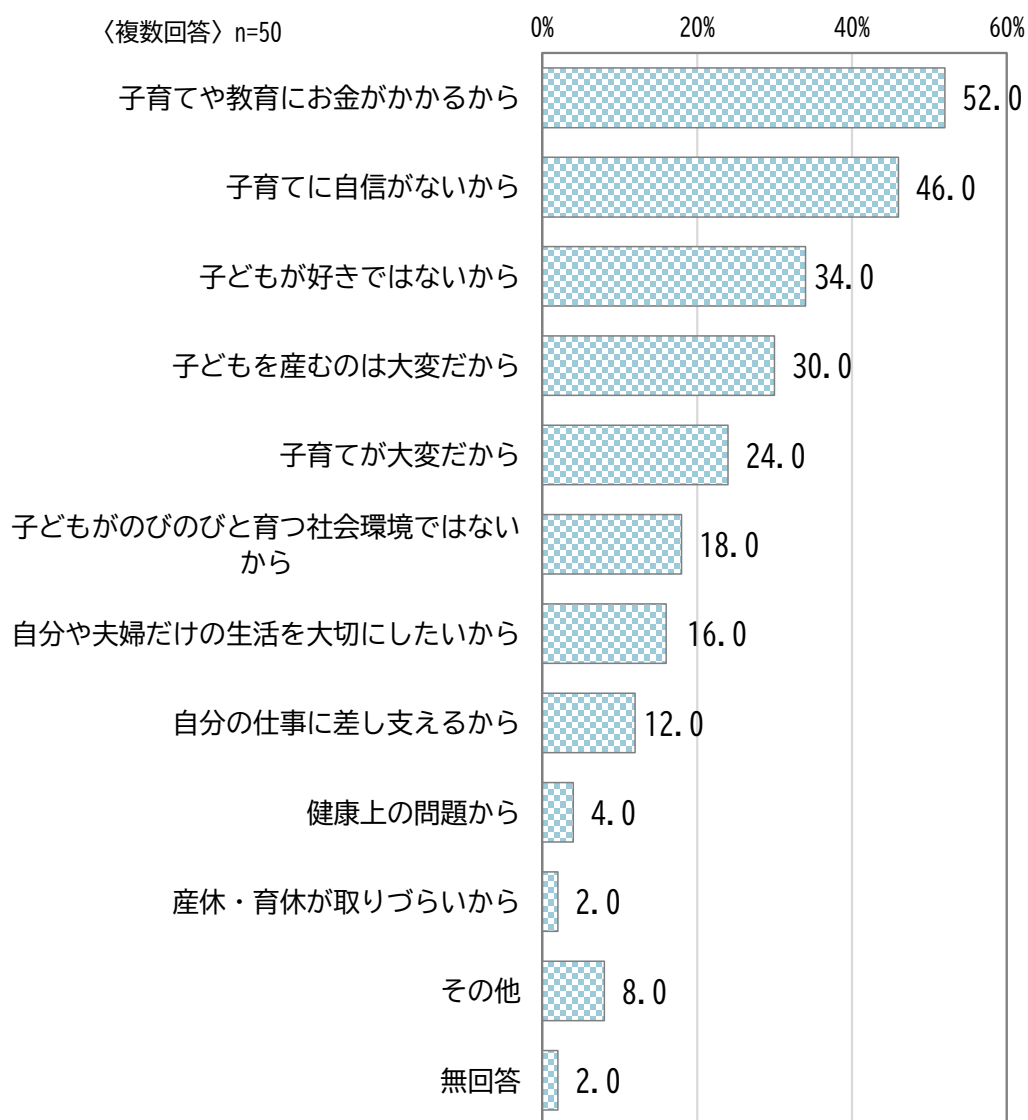
◇結婚して子どもができた後の希望する働き方については、「夫婦ともに働き続ける」が58.3%と最も高く、次いで「夫婦どちらか一方が一旦退職し、子どもがある程度の年齢に達したら復職」が21.2%、「わからない」が9.4%となっています。

■結婚して子どもができた後の希望する働き方



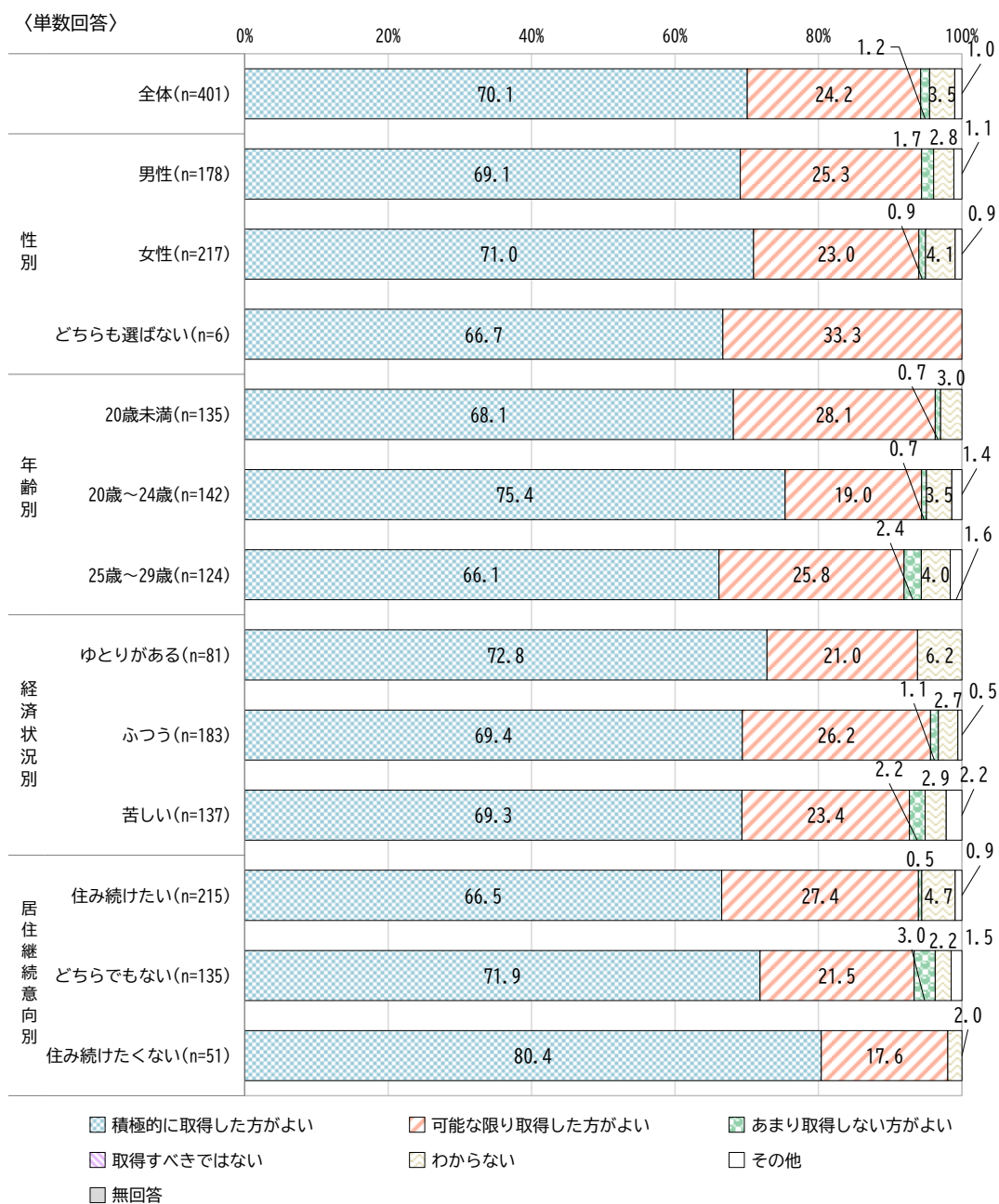
◇子どもが欲しくない理由については、「子育てや教育にお金がかかるから」が 52.0%と最も高く、次いで「子育てに自信がないから」が 46.0%、「子どもが好きではないから」が 34.0%となっています。

■子どもが欲しくない理由



◇男性が育児休業制度を利用することについては、「積極的に取得した方がよい」が約7割と
なっています。

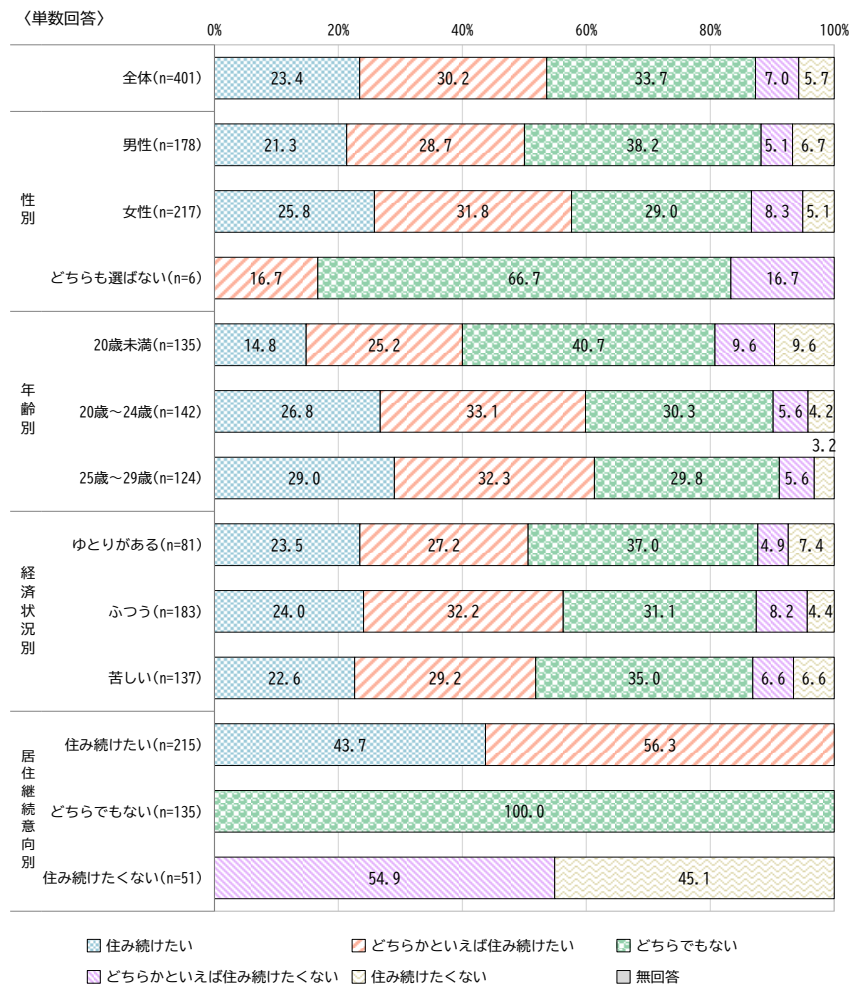
■男性が育児休業制度を利用することについての考え



④定住意向

◇霧島市に住み続けたいと思うかについては、『住み続けたい』が約5割（男性 42.0%、女性 57.6%）となっています。

■霧島市に住み続けたいと思うか



【住み続けたい、どちらかといえば住み続けたいと思う理由】

- ・生まれ育った地元だから。生活している上で不便と思うことがないため。
- ・田舎過ぎず都会でもないため住みやすいから。
- ・商業施設や医療機関が大体揃っており、住みよいと思ったから。
- ・自然、人間、環境が整っている。鹿児島、熊本、宮崎に行こうと思えばいける距離ですし、空港も近いですし、何気に便利だと思っています。等

【どちらでもないと思う理由】

- ・いずれ就職で県外に出る予定の為、どうなるかわからないから。
- ・娯楽施設が少ないが慣れているので住みやすい。
- ・車が無くても生活できないため不便であるため。夫婦ともに実家が遠く、子供を育てながらお互いが仕事も続けていくのは難しいと感じるため。
- ・霧島市は良いまちだと思うが、今ひとつ魅力に欠ける部分があると感じるため。等

【住み続けたくない、どちらかといえば住み続けたくないと思う理由】

- ・やりたい仕事があるから。
- ・何もかもが自宅から遠い、車がないので生活しにくい。
- ・国分、隼人など大きなまちには金をたくさん出して、どんどん良くなって行くが、牧園や横川などの地方には、全くそういった支援を全くしないから。
- ・子供にレベルの高い教育を受けさせたいが、レベルの高い学校や塾などが少ないから。等

(4) 教育・保育施設等ヒアリング調査

「(仮称) 霧島市こども計画」を策定するにあたり、教育・保育施設等の現状、計画、運営においての課題等を把握し、本計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

① 運営上の課題、問題点等（就学前教育・保育施設）

課題、問題点等	件数
人材不足・確保	20
園児の確保・定員見直し・公定価格	14
その他	3

② 霧島市の教育環境や、青少年の健全育成などに関する課題、問題点等（小・中学校）

課題、問題点等	件数
児童数減少・地域格差	13
学校施設の老朽化、安全対策	10
タブレット等の情報化の充実	9
放課後や休日の過ごし方	6
安全対策	6
価値観の多様化	6
その他	5

③ 運営上の課題、問題点等（放課後児童クラブ）

課題、問題点等	件数
職員不足・確保	13
困難を抱えた児童への対応	11
事業継続への不安	11
補助金や助成金の充実	8
施設整備・充実	9
研修等の実施	7

3. こども・若者の意見聴取

「(仮称) 霧島市こども計画」に係るこども施策の策定等にあって、こども基本法に基づき、こども(若者を含む)の意見を聴取することを目的に開催しました。

■「霧島こどもみらいサミット」(ワークショップ)の実施

グループワークの進行は、各グループの主体性に任せました。その結果、グループ内でアイデアを出し合い、出たアイデアをみんなで整理する時には一体感が生まれ、グループごとに工夫して整理する様子がみられました。

①男性が育児に関わりやすくするには？(A、B)	
<ul style="list-style-type: none">・男性のみで育児についての考えを交換する機会を作る・偏見を少なくできるように、育児の大変さが分かるデータを見せつける！！・「保育基礎」のことを授業で取り扱う→「道徳」や「学活」の時に時間を使ってやる・住んでいる地域の支援制度の認知度を高める・子どもの行事などを夫婦で行ったり、子どもの状況を夫婦内で共有しよう！・「個人の意識を育てる活動」(育児の大変さを知る、小・中学校から男性の育児に関する授業を取り入れる、男性が参加できる育児イベントを行う 等)・「会社ができること」(育休制度をわかりやすく説明できる会社のページを作る、上司との面談の機会を設ける 等)	
②若い世代が結婚するきっかけづくりとは？(C、D)	
<ul style="list-style-type: none">・中高生が使えるマッチングアプリ開発・趣味などが同じ人が集まる ○○好きの会～みたいな・男性の為の料理教室を開く！(女性は食べる係)・女だから、男だからという考えをなくす・学生の時にブライダル見学などを行う・家具プレゼント・結婚費用の補助制度を作る・幸せ講演会・少女マンガ普及・結婚の良いところをたくさん知ってもらう・夫婦別姓が可能な体制づくりをする・ジェンダーの考え方をもっと広める・スポーツ大会、旅行に行く、他校との交流、男性のための料理教室	
③若者が住みたいと思える魅力あるまちとは？(E、F)	
<ul style="list-style-type: none">・若者が率先となって動くまち・29歳以下の男女は住民税一部免除されるまち・参加型にする(自然)・無料又は安く利用できる自習室を作る・映画館が24時間営業して視聴できる・子どもの遊べる場が沢山あるまち・交通手段を増やす・医療技術が充実しているまち・学生でも無料の検診が受けられる・まちがきれい →今ある自然を大切にする・若者の意見が通りやすい・多様性があふれたまち・理想の施設(楽しいイベントが1年通して沢山あるまち、若者向けのお店がある(服・食)、おいしい食べ物、体を動かす施設がある 等)	

4. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

事業計画に記載された事業における具体的な取組状況については、霧島市子ども・子育て会議において点検・評価を実施しています。第2期計画における各施策の主な取組状況は以下の通りです。

(1) 子どもの健やかな成長を支える ～子どもの育ちの視点～

① 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供（量の確保）

具体的な取組	実績・取組・進捗
幼児期の学校教育・保育及び地域型保育事業の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園への移行等に伴う多様な保育・教育ニーズへの対応や、施設整備等による定員増を進め、潜在的待機児童の解消に努めた。 ・企業主導型保育事業の新設により、認可施設の利用者が減少していると推測され、これ以上の新規参入が進むと過度の競争が懸念される。
多様な保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり、一時預かり（幼稚園型）、病児・病後児保育事業、延長保育事業等の実施施設の充実・拡大に努めた。
放課後児童クラブの拡充及び放課後子供教室との一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と、各校の実情を踏まえ、関係機関の連携や地域との協働活動について協議し、理解を図ってきたが、学校施設の活用や空き教室についての問題や、運営委員会の設置等課題が残っており、実施に至っていない。
保育・幼児教育を担う人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島市保育人材バンク事業の登録者増加に向け、県の保育人材バンクとの連携を開始した。 ・保育所等の利用において、本市の認可保育所等に勤務する保育士等の子を優先的に調整し、本市認可保育所等の保育・教育人材の確保につながった。

② 質の高い教育・保育の推進（質の確保）

具体的な取組	実績・取組・進捗
認定こども園への移行に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望や提供区域を考慮しながら保育園から幼保連携型認定こども園への移行や施設の新設を推進した。 ・認定こども園等に移行する施設に対して施設整備に係る費用の支援を行い、認定こども園の移行や新設を促進した。
適正な集団規模の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等に係る経費を助成することで、保育所等の環境整備が推進されるとともに、子育て環境の整備・充実につながった。
幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員の合同研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度において、保育士のキャリアアップの仕組みが加算要件になっているため、各施設が計画的に研修を受けられるよう周知を行った。
幼児教育アドバイザーの配置・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適任者の確保が困難となり、実績なし。

③ 教育・保育施設と家庭等の連携の推進

具体的な取組	実績・取組・進捗
家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容は、発達支援に関することが多い。周囲には相談しにくいことについて、園がその対応窓口となっている。 ・子どもの発達の様子を捉え、保護者と相談、必要に応じて専門機関への相談につなげている。
小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費への上乗せ「小学校接続加算」を行い、小学校との連携推進を図った。
地域型保育事業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設を設定しており、3歳以降については、連携施設で確実に保育の提供を受けることができている。

④食育の推進

具体的な取組	実績・取組・進捗
保育所等での食育推進（出前講座）	・広報誌、FM きりしまでの広報、離乳食教室事業、出前講座、食育イベント等で「早寝・早起き・朝ごはん」「地場産物の積極的利用の推進」「共食の推進」の啓発を図った。

（２）子育てを通じて親の育ちを支える ～親としての育ちの視点～

①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

具体的な取組	実績・取組・進捗
妊産婦の適切な健康管理への支援	<p>（母子健康手帳交付事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメントを実施し、支援を行った。 ・妊娠期から出産に向けて電話相談や訪問による支援に努めた。 ・子育てアプリ「きりっこ」から妊娠中の情報提供を行った。 <p>（特定不妊治療費助成交付事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月より特定不妊治療は保険適用となった。 ・ホームページや窓口掲示等により周知を行った。 <p>（妊婦健康診査事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中1人当たり最大14回の公費負担を実施した。また、委託契約を締結できない医療機関を受診した妊婦に対しては、償還払いによる助成を実施した。

②小児保健医療の充実

具体的な取組	実績・取組・進捗
緊急時に対応するための家庭での対策	・7～8か月教室で事故予防の講話や応急対応の資料を配布した。各母子健診事業では、問診時等に個別で事故予防やこどもの緊急時の対応について、個別に保健指導を行った。
予防接種の実施率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドブックや広報誌、ホームページ、FMきりしまなどで周知を行った。 ・中学1年生の女子に子宮頸がん予防ワクチンの個別通知、キャッチアップ接種対象者には、受診勧奨通知を行い同ワクチンの接種率の向上に努めた。
専門的医療・相談事業の充実	・障がい者(児)の相談に応じて、課題解決や適切な福祉サービス等の利用マネジメントにより、家族支援及び自立に向けた支援も行うことができた。

③親子で健やかに成長するための子育て支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
地域で子育てを応援する環境づくり	<p>（ファミリーサポートセンター事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等へのリーフレットの配架や、市広報誌・ホームページによる情報の発信に努めた。 <p>（子育て支援センター管理運営事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て等に関する相談や各種サロンの実施により親子の交流を図った。 <p>（母子保健推進員活動事業、乳児家庭全戸訪問事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児並びにその保護者の訪問を実施した。
認定子ども園等の地域子育て支援活動の推進	・子育て世帯の核家族化が進んでおり、周りの子育て世帯と関わる機会が減少している中、本取組は保護者同士のつながりをつくるきっかけになっている。

子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健診を受診することで保護者が乳幼児の健康状態や発育発達の状態を把握することができた。 ・健診受診後の経過観察が必要な乳幼児については、その後のフォローを行うことで、必要な支援につなげることができ、保護者の育児不安の軽減につながった。
子育て支援情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドブック『ぐんぐんの木』の発行（特集に「きりしま防災・行政ナビ」「医療的ケア児」等を掲載。）（部数：8,100部）
地域の子育て支援ネットワークの構築	<p>（子育て支援センター管理運営事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会を年2回開催し、各センターの意見交換や情報共有を行い、子育て支援拠点施設の相互連携や課題解決に努めた。
経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成事業について、現物給付（医療機関等での一部負担がなくなる制度）対象拡大の要望があった。 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（R4～休止）
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化を行った。
外国につながる幼児への支援・配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力員の協力を得て、教育・保育の利用ができるように、申請方法等の説明・相談を行う体制に引き続き取り組んだ。

（3）地域全体で子育て家庭を支える ～地域での支えあいの視点～

①療育等が必要な子どもと家庭への支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
疾病・障がいの早期発見と専門的な医療等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・健診後の精密検査等により股関節開排制限や視力異常などの疾病の早期発見や早期治療につながった。 ・専門医師の診断を受け、必要な助言指導があることで、保護者が子どもについて正しい認識を持ち、保護者の不安軽減や早期療育等の適切な支援につながった。
幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民を対象に医師、療育専門家、学校関係者を講師として発達障がいについての基礎知識と、年代に応じた困り感や対応方法について講義を行った。 ・支援者を対象に心理テストの解釈と支援計画及び行動支援と個別支援計画の講義を行った。
教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費を補助することで、放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ推進を図った。
経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の制度による支給・助成が主であるが、制度に基づき、特別児童扶養手当の支給、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を行い、障がいのある子どもや病気にかかっている子どもへの経済的支援につなげることができた。

②ひとり親家庭への自立支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
各事業の利用の際の配慮	(子育て支援ショートステイ事業) ・児童養護施設等の施設と委託契約を締結し、それぞれの施設において一定期間、養育及び保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図った。また、利用しやすい環境づくりのため、利用できる施設を増やした。
就業支援	・子育て支援情報誌(ぐんぐんの木)やホームページで広報を行い、対象者に教育訓練給付金を支給した。
経済的な支援の充実	(児童扶養手当支給事業) ・年6回(奇数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給した。 (ひとり親家庭医療費助成事業) ・月2回の支払いを実施した。

③虐待防止など要保護児童等対策

具体的な取組	実績・取組・進捗
発生予防、早期発見、早期対応等	(家庭児童相談事業) ・庁内関係課等と情報共有を図り、また、関係機関との情報の共有・連携体制を図ることで、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応等に取り組んだ。 (母子訪問事業、利用者支援事業) ・家庭環境を把握し必要な保健指導を実施した。家庭支援が特に必要な家庭や虐待、DV等が疑われる家庭については、こども・くらし相談センターと連携しながら訪問を行った。
関係機関との連携及び相談体制の強化	・関係機関(学校等教育施設、保育所等児童福祉施設、児童相談所、警察等)との情報共有及び連携体制の強化を行った。
社会的養護施設との連携	・児童相談所との情報共有・連携を図り、支援に取り組んだ。 ・DV被害者の支援についても、警察等と連携し、被害者の支援に取り組んだ。 ・警察等の関係機関と連携を図り対応した。

④仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

具体的な取組	実績・取組・進捗
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	・育休復帰に伴う保育所等入所について、引き続き優先的な取扱(選考に係る基準点に加点する。)を行い、円滑な利用を促した。
仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	(男女共同参画広報・啓発事業) ・企業実態調査未実施のため評価なし。 ・市の事業としては、ワークライフバランス等労働環境に関して十分な啓蒙啓発を行えておらず、隔年で実施する企業実態調査による状況把握に留まっている。

5. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の数値目標の点検・ 評価

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

(単位：人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	1,319	1,328	1,286	976	936
	実績値 ②	1,449	1,556	1,475	846	633
	過不足 ②－①	130	228	189	△130	△303
確 保 の 内 容	計画値 ③	1,585	1,609	1,609	1,179	1,119
	実績値 ④	1,820	1,795	1,794	1,155	1,012
	過不足 ④－③	235	186	185	△24	△107

② 2号認定〈教育ニーズ〉（3～5歳）

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

(単位：人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	200	202	196	483	464
	実績値 ②	262	260	259	571	464
	過不足 ②－①	62	58	63	88	0
確 保 の 内 容	計画値 ③	235	235	235	644	625
	実績値 ④	193	188	182	682	673
	過不足 ④－③	△42	△47	△53	38	48

③ 2号認定<保育ニーズ> (3~5歳)

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

(単位：人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	1,878	1,888	1,825	1,804	1,716
	実績値 ②	1,954	1,965	2,004	1,982	1,923
	過不足 ②-①	76	77	179	178	207
確 保 の 内 容	計画値 ③	2,106	2,133	2,125	2,085	2,112
	実績値 ④	2,093	2,065	2,017	2,006	2,050
	過不足 ④-③	△13	△68	△108	△79	△62

④ 3号認定 (1、2歳)

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

(単位：人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	1,431	1,348	1,329	1,309	1,328
	実績値 ②	1,260	1,284	1,177	1,330	1,361
	過不足 ②-①	△171	△64	△152	21	33
確 保 の 内 容	計画値 ③	1,314	1,393	1,405	1,425	1,461
	実績値 ④	1,354	1,401	1,445	1,489	1,500
	過不足 ④-③	40	8	40	64	39

⑤ 3号認定 (0歳)

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

(単位：人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	414	407	401	403	400
	実績値 ②	419	416	457	452	209
	過不足 ②-①	5	9	56	49	△191
確 保 の 内 容	計画値 ③	424	456	461	466	477
	実績値 ④	445	454	478	501	492
	過不足 ④-③	21	△2	17	35	15

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用者支援事業 (箇所)	見込量	1	1	1	1	1
	箇所数	1	1	1	1	1
評価	専任の保健師を配置し地域の子育て支援事業などの情報提供や子育てについての相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施することで、特に妊産婦のいる家庭については、医療機関や助産師等との連絡などがスムーズに行っている。母子健康手帳交付時に支援の必要性をアセスメントすることで、対象者に合わせた支援が行っていると考える。令和6年度から専任の保健師も増員し対応している。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業) (人)	見込量	57,437	56,160	54,124	40,000	46,360
	利用者	34,970	30,956	40,246	46,015	46,360
評価	子どもの年齢別のサロンや成長に応じた講座等を開催しており、利用者のニーズや子育て親子の交流拠点として大きな役割を担っている。毎年、支援拠点施設10か所による全体会を開催し、意見交換や情報交換を行い、相互連携や地域課題の解決に努めるなど、子育て支援の強化が図られている。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
③妊婦健康診査 (件)	見込量	14,252	14,014	13,804	11,912	11,912
	延件数	11,914	12,535	10,920	10,476	10,066
評価	母体や胎児の健康の確保を図ることを目的に、妊娠届出をした妊婦を対象に、妊婦健康診査受診票を交付し、県内の医療機関及び県外の委託医療機関において、妊婦健康診査14回(妊娠から出産までの間)の公費負担を行っている。この事業により妊婦が妊婦健康診査を受診しやすくなり、母体や胎児の健康が確保されることにつながっている。また、委託契約を締結していない県外の医療機関(里帰り出産など)については、償還払い制度にて対応し、妊婦の経済的負担の軽減に寄与している。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
④乳幼児家庭全戸 訪問事業(件)	見込量	1,018	1,001	986	298	298
	延件数	256	292	280	284	298
評価	乳幼児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を訪問している。保健センターの保健師や新生児訪問を委託している助産師が訪問できていない方を母子保健推進員に訪問依頼している。令和5年度から希望の未来給付金事業の面談も兼ねており、ほぼ100%生後4か月までの早期訪問の実施ができています。子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握ができていていると考える。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑤養育支援訪問事業（件）	見込量	－	－	－	－	－
	延件数	－	－	－	－	－
評価	※計画期間中未実施					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑥子育て短期支援事業（人）	見込量	305	305	305	305	305
	利用者	225	272	150	120	300
評価	保護者の病気などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったお子さんに関する利用希望については、児童養護施設などで必要な保護ができていることから、当該事業は機能していると考えます。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（人）	見込量	200	205	210	215	220
	利用者	376	149	453	395	435
評価	子育てをする人が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の提供ができています。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑧一時預かり事業（幼稚園型）（人）	見込量	129,471	129,789	127,882	127,588	125,312
	利用者	92,979	87,022	95,609	103,227	106,300
⑧一時預かり事業（幼稚園型以外）（人）	見込量	22,070	20,654	19,840	5,150	4,760
	利用者	7,516	6,139	5,954	5,824	6,424
評価	<p>一時預かりの需要が高まり、預かり保育を利用する人数及び補助事業を申請する施設も増加した。事業を実施する施設への補助を行い、保護者の心身のリフレッシュや就労等による幼稚園等の預かり保育の利用を促進することや、子育て環境の充実に寄与した。</p> <p>一時預かり事業を実施する保育所等に対して補助を行うことで、通常保育を受けていない、もしくは対象とならない児童の保護者の子育てにおける心理的・身体的不安の解消を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進した。</p> <p>就労者の保育の場として活用されており、働き方を支える子育て家庭や育児疲れ等のリフレッシュなど多様なニーズに対応する事業として定着してきている。</p>					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑨ 延長保育事業 (時間外保育事 業) (人)	見込量	2,465	2,396	2,349	2,775	2,775
	利用者	3,319	3,389	2,812	2,570	3,300
評価	開所時間を超えた保育を実施する保育所等に対して補助を行うことで、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進した。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑩ 病児・病後児 保育事業 (人)	見込量	926	915	895	879	864
	利用者	546	846	988	1,170	1,100
評価	子育てと就労の両立支援の一環として、保育園等へ通園中の児童等が「病気の回復期」であるとの理由で自宅での養育を余儀なくされる期間、当該児童を預かる事業を行う団体に補助を行い、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進した。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑪ 放課後児童健全 育成事業 (放課 後児童クラブ) (人)	見込量	2,363	2,479	2,564	2,599	2,685
	利用者	2,220	2,236	2,171	2,454	2,584
評価	利用者の実績は、目標値に近い推移で増員しており、今後も利用希望が見込まれる。また、放課後児童クラブ数も増え、適正な設置基準の周知や、人員配置や開所日数について適宜指導や助言に努めながら運営補助を行い、放課後等における児童の健全育成を図ることができた。					

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑫ 実費徴収に係る 補足給付を行う 事業 (件)	見込量	18	18	18	—	—
	利用者	14	0	0	—	—
評価	対象者に対し給食費等を助成することで低所得者世帯等の保育の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進した。 ※令和3年度から事業実施なし					

* 多様な主体の参加促進事業は計画期間内で実施がありませんでした。

* 各事業の令和6年度の実績値 (利用者、延件数、箇所数) は、見込みの数値です。

6. 課題の整理

霧島市の子どもを取り巻く状況や各種調査等の結果から、こども施策の充実に向けて以下のような課題が考えられます。

(1) こども・若者の権利に関すること

「こども基本法」の第3条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達
の程度に応じた意見表明や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見
を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本理念として掲げています。

こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こ
どもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有して
いくことが大切となることから、すべての人に対して、こどもの権利の普及啓発や学習機会
の充実に取り組む必要があります。

また、すべてのこども・若者が、本市のこどもに関する施策に対して、自主的に意見を表
明できる機会を設けていく必要があります。

さらに、権利侵害を受けたこどもが適時適切に SOS を発信できるよう、引き続きこどもの
権利に関する相談窓口の周知を図っていく必要があります。

(2) こどもの遊びや体験に関すること

共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢のこども
や高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。

少子化が進行する中で、こどもの生活体験や体験活動が不足していることから、児童生徒
の心を育む指導や体験活動の充実が求められています。

また、アンケート調査や子ども・子育て会議等において、天候に左右されることなくこど
もと保護者が安心して遊べる場の確保を求める意見が多くありました。

既存施設や高齢者や女性の人材など地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を意図的・
計画的に創出することが求められています。

(3) 少子化や若者の定住に関すること

定住するために必要なこととして、地元の仕事があることとする意見が多くなっているこ
とから、地元中小零細企業の多様で活力のある成長・発展への支援や市内企業や地元就職の
魅力を発信する取組の推進などが必要となっています。近年、若者の仕事観が多様化してい
ることから、価値観を尊重した上で、若者の主体的な選択による希望に応じて社会全体で支
援することが必要となっています。

また、若者意識調査やワークショップにおいて結婚していない（したくない）理由として
は、「異性と知り合う機会がないから」や「結婚資金が足りないから」とする意見が多くなっ
ています。このような若者の結婚希望を叶えるため、今まで取り組んできた出会いの機会・
場の創出支援の広域展開、官民連携、伴走型への拡充や、結婚に伴う新生活のスタートアッ
プへの支援が求められています。

(4) 保護者の仕事と家庭の両立に関すること

ニーズ調査における就労状況の回答結果をみると、母親が、子どもの年齢に合わせて、時間制約の少ないパート就労をする様子がうかがえ、母親の育児と仕事の両立を求める状況が続いていると考えられます。

関連して、保護者における育児休業取得の状況については、母親の育児休業取得の割合は就学前児童の保護者では半数の母親が取得しており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透していることがわかります。しかし、父親についてみると依然として取得している人は少ない状況となっています。

このような状況を改善していくためには、共働き、共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大、企業等の意識啓発及び職場環境の改善のための支援が必要となっています。

また、男女間の固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を大人になってから変えることは容易ではないことから、こどもの頃から男女共同参画への理解を促進するため、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります。

(5) 幼児教育・保育の提供体制及び質の確保に関すること

今後、少子高齢化が進展する中、就学前児童数は減少していく見込みですが、共働き世帯の増加、市内中心地への人口集中、女性の就業率の上昇などにより、今後も、保育を必要とする保護者の割合は増えていくものと想定されます。一方、提供区域によっては、利用者が定員に達しない施設もあることから、その時々状況や各地区のニーズの変化に応じた取り組みが必要です。また、保護者の就労形態の多様化に伴い、1号認定における長時間の預かりや長期休みの際の預かり、延長保育、病児・病後児保育のニーズが高まっており、今後も保護者が幼児期の教育・保育を幅広く選択できるような、柔軟な供給体制を整える必要があります。更に、人間形成の重要な時期である乳幼児期には質の高い教育・保育を実践することが求められています。

なお、近年において「保育士」人材は、幼児教育・保育事業だけでなく、発達障がい児支援事業や、放課後児童健全育成事業など、幅広い事業において需要が高く、鹿児島県内においても有資格者の需要が急激に高まっています。保育士の確保は、各事業者における受入定員数の確保、及び企業運営の安定化に関わってくることから、行政と民間事業者が連携して、保育士の育成と確保に注力する必要があると、様々な方向から人材確保のための対策を行っていく必要があります。

(6) 放課後児童健全育成事業の供給体制及び質の確保に関すること

ニーズ調査結果において放課後児童クラブの利用及び今後の利用意向はともに高くなっており、働く保護者にとって、放課後児童クラブとは重要な社会資源であると言えます。

放課後健全育成事業については、受入学年の拡充などにより利用希望が年々増加しているため、保育所等を利用していた子どもが小学校に進学した際も利用できるよう、供給体制を確保する必要があります。また、要望の多い利用料の軽減や日曜日や祝日の開所についても検討していく必要があります。

今後さらなる、質の維持・向上のため、職員の確保や育成を行うとともに、子どもの発達段階に応じたきめ細かな対応が求められています。

また、障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童への対応として教育委員会などの関係機関と連携するなど支援の強化が求められています。

(7) 地域における子育て支援に関すること

子育て中の保護者の負担感や不安感を軽減するため、リフレッシュの機会や一時的な保育ニーズに応える預かり保育の場の拡充や地域子育て拠点事業及びファミリーサポートセンター事業の充実に取り組む必要があります。

また、市が実施している事業で認知度が低い事業があることから、事業の周知、利用の増加を認知から経験に至るまでのきっかけづくりと利用意向に対応できる供給体制の確保が必要となっています。

さらに、利用を希望しないとする回答が7割を超える事業もあることから、利用を希望しない理由を把握するとともに、実施体制や内容の充実など参加しやすい工夫が求められています。

(8) 保健・医療に関すること

児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い設置した、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「すこやか保健センター」を「こども家庭センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。

近年、出産後に緊急に対応しなければならないケースが増えている傾向にあることから、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業などの充実が必要となっています。

また、各種アンケート調査では、医療機関の窓口での医療費（一部負担金）がなくなるような制度変更（現物給付方式）をしてほしいとの声が多くありました。このように費用負担の軽減が必要とされていることから、県や国などとも連携しながら、子育てのしやすい市の実現につながる支援策を展開していくことが求められています。

さらに、心身ともに健康で将来にわたっていきいきと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から中高年齢まで継続的に、障がいの原因となりうる疾病などの予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図り、障がいのあるこども・医療的ケア児やその家族のニーズに応じた支援の充実を図るため、保健・福祉・医療・教育など関係機関の連携をさらに強化する必要があります。

(9) 子どもの貧困に関すること

親の経済的貧困は、子どもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。これらの教育機会の格差は子どもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼすことが考えられます。このような貧困の世代間連鎖を解消するためにも「就学援助」などの経済的な支援のほか、大人との多様な人間関係の中で自発的な学習習慣を身に付けることができる教育の支援が求められています。

アンケート調査においても、保護者の経済状況は、時間的な余裕や精神的負担に影響を及ぼしていることがうかがえました。

そのため、保護者が時間に余裕を持つことができるような環境を整備するとともに、地域と触れ合える場や機会が必要となっています。

また、保護者の精神的な状況は子どもに与える影響も大きいと考えられることから、信頼できる包括的な相談体制が求められています。

さらに、相対的貧困と分類された世帯では非正規雇用で就労している保護者の割合が高くなっていることから、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援が必要となります。

(10) 児童虐待防止対策に関すること

近年、家族以外の第三者と関わり合う機会が減るなど、気軽に相談できる相手が少なくなっており、問題を抱えたまま解決できずにいる保護者も多くみられています。

このような中で、学校生活における不登校やいじめに関する相談、家庭内における虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、子どもの命に係わる問題でもあることから、子育てに対する不安感を軽減する支援体制の強化や関係機関との連携による虐待の発生予防、早期発見、早期対応、継続支援ができる体制のさらなる強化が求められています。

また、社会的養護が必要な子どもが安心して生活できるよう、児童養護施設や里親等への措置などを行う児童相談所と連携を密にし、適切な支援を行う必要があります。

(11) ヤングケアラーに関すること

ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。

また、ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。

今後、訪問による家事支援を行っていくうえでは、要保護児童対策地域協議会等との連携、関係サービス機関との情報共有とサービス提供体制の構築など、官民一体となる施策が必要とされています。

(12) 相談体制に関すること

各種アンケート調査結果では、保護者の相談先として、「保健センター・保健所」「自治体の子育て関連窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

また、子育てに関する悩みを家庭で抱え込まずに、それぞれの家庭に寄り添うことができるような相談支援体制の強化が必要です。

(13) 支援体制に関すること

身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

また、小学校の先生と保育士が説明会・交流会等を行い、園での様子、教育方針等を相互理解することで、円滑な連携につながると考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

2. 計画の基本目標

3. 計画の体系



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をこども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次世代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であることをみんなで共有するとともに、こども・若者や子育て家庭に寄り添い、ともに進んでいくことで、みんなと共に育ち合い、こどもや若者が幸せを感じるまちをつくりまします。

【基本理念】

みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”



2. 計画の基本目標

基本理念である「みんなと共に育ち合い、子ども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”」を実現するために、基本目標を下記のように定め、子どもに関する施策を推進します。

基本目標1 子ども・若者の権利と安全を守る

子ども・若者の権利の周知・啓発に努めるとともに、子ども・若者が自らの権利・人権に対する理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図るほか、子どもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

安心して妊娠・出産できるよう、正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や健康相談、保健指導等の支援体制の充実を図ります。

また、小児医療体制の確保・充実を図るなど、切れ目のない支援に努めます。

基本目標3 子ども・若者の育ちを支える

多様化する働き方やライフスタイルに対応できるよう、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援の充実を図ります。

また、子ども・若者の心身の健全な発育・発達を促すための活動・機会の創出など環境づくりを推進します。

さらに、子ども・若者の夢や希望の実現と社会的な自立のための修学・就労の支援、ひとり親家庭など困難を抱える子どもや家庭の早期発見と適切な支援に努めます。

基本目標4 子ども・若者にやさしい社会づくり

働きながら安心して子どもを産み育てることができる社会や地域全体で子ども・若者の育ちを見守り、応援できる環境づくりを推進します。

また、結婚を希望する若者への支援や、悩み等を抱える子ども・若者が安心して過ごすことができる居場所の確保・充実を図ります。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針
みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち「きりしま」	基本目標 1 こども・若者の権利と安全を守る	1. こども・若者の権利の保障 2. こども・若者の安全と安心の確保 3. 児童虐待防止など要保護児童等対策
	基本目標 2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実	1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実 2. 小児保健医療の充実 3. 発達支援等が必要な子どもと家庭への支援
	基本目標 3 こども・若者の育ちを支える	1. 子育て支援サービスの充実 2. 教育・保育施設の充実 3. こども・若者の健康づくり 4. 若者の自立支援 5. こどもの貧困対策 6. ひとり親家庭への自立支援
	基本目標 4 こども・若者にやさしい社会づくり	1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現 2. 結婚を希望する人への支援 3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり 4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

